

# 平成30年第2回上三川町議会定例会会議録

平成30年3月7日（水）

## 6 目 目

（一般質問）



1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記（総務係長） 遠井 正  
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1	議案第37号	工事請負契約の変更について（庁舎耐震補強工事）
日程第2	一般質問	



午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第1、議案第37号「工事請負契約の変更について（庁舎耐震補強工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第37号の「工事請負契約の変更について」、ご説明いたします。

本案件は、平成29年8月臨時議会において議決をいただきました、庁舎耐震補強工事に係る工事請負契約の変更契約であり、地方自治法及び町条例の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約に当たりますので、上程するものであります。

主な変更の内容は、耐震補強ブロック設置に支障となるコンクリート壁の取り壊しの増工、及び耐震補強ブロック壁の設計目標値を確保するため、充填モルタルの使用の変更として請負契約額を増額するものであります。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましても、努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては、委員会において質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 先ほどの件でお聞きした、今回、設計変更になった変更後の額と、29年度に組んだ当初予算の額をお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。まず、この工事に伴います平成29年度の当初予算額につきましては、5,220万8,000円の予算でございました。入札に当たりまして組んだ設計額が5,213万1,600円が当初の設計額でございます。変更後の増工分を含めた設計額でございますが、5,893万5,600円でございます。

なお、当初の入札に伴います落札率でございますね、設計金額から幾ら安くというか、何%で入札になったかということで言いますと、93.2%で当初、落札されております。

なお、今回の増額変更につきましては、当然、その増額分につきまして、当初の落札率の93.2%に落とした額で契約のほうはすることになります。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 わかりました。ありがとうございました。

○議長【田村 稔君】 その他、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【田村 稔君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、1番・篠塚啓一君の発言を許します。1番、篠塚啓一君。

(1番 篠塚啓一君 登壇)

○1番【篠塚啓一君】 それでは、早速、通告順に従い、一般質問に入らせていただきます。

今回は、決算書の中にある不納欠損額というのは何なのだろうというところから始まり、まず、不納欠損処分という言葉の意味を調べてみました。そうすると、歳入徴収額を調定したものの、何らかの理由で徴収が行えず、今後も徴収の見込みが立たないため、地方自治体はその徴収を諦めること、そういうふう書いてありました。

そこで、そのことに関連するものを調べていく中で、このような事例、場合では、町ではどのような対応をしているのかということをお尋ねしたいというところで、早速、質問に入りたいと思います。

町税、使用料等の徴収について、1番、町税、使用料、貸付金等を滞納した場合、町ではどのような対応をしているのか。

2番、なぜ、町税等を徴収できなかったのか、また、その事情による個別対応をとられているのか。

3番、町税の場合、納税義務者の所在が不明で、納税通知書が返却されたときはどのような対応をとっているのか。

4番、町税等に対する不納欠損処理が毎年行われているが、過去5年間の不納欠損処理の金額はどのようなになっているのか。

5番、時効消滅する前に不納欠損する場合はあるのか。また、その場合の町の基準はどのようなになっているのか。

6番、時効の援用権者が存在しない場合、町ではどのような対応をとっているのか。

以上6点、よろしくお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。税務課長。

(税務課長 伊澤幸延君 登壇)

○税務課長【伊澤幸延君】 ただいまご質問の1点目、2点目につきましては関連性がございますので、あわせてお答えいたします。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、町税収入の確保はきわめて重要な課題となっており、適

正・公平な課税徴収に努めているところでございます。

徴収事務におきましては、納期限20日後に督促状を発付し、その後、催告や納税相談を行い、納付を促し、それでも納税の意思が希薄な滞納者に対しましては財産調査を行い、差し押さえなどの滞納処分を行い、厳正に対処していく方針でございます。滞納者に対しましては、臨戸訪問や窓口、電話における徴収、及び財産調査によって納税者の事情の把握に努め、納税相談を行っております。

3点目についてお答えいたします。

町税の納税通知書につきましては、郵便等により納税者の住所、居所、事務所に送達することになっております。納税通知書が町に返却された場合は、即時、住所や連絡先の調査を行います。調査によっても住所が明らかでない場合には、7日間の掲示によって書類の送達があったとみなす公示送達を行います。

次に、4点目についてお答えいたします。

一般会計において、平成24年度の不納欠損額は合計2,842万7,766円、平成28年度の不納欠損額は、合計1,108万3,780円であり、年々減少しております。

5点目についてお答えいたします。

不納欠損につきましては、地方税法に基づき、滞納処分の停止の要件、及び地方税の消滅時効に相当するものにおいて行っており、消滅時効前に不納欠損する場合はございません。また、町税以外においても時効前に不納欠損することはなく、町の基準はございません。

6点目についてお答えいたします。

地方税の徴収権の時効につきましては、援用を要せず、またその利益を放棄することができないとあるため、そのような対応は行っておりません。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 まず、第1点目で、町税、使用料、貸付金等を滞納した場合ということで、今、20日過ぎた後に督促状を、それでもということであれば催告ということ答弁をいただいたんですけど、例えばですね、催告書の送付とか、あとは電話による督促などもされているかと思うんですけども、実際に納税者のところに訪問する場合というのはあるんですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 ございます。そういった、強化月間ということで設けて回っている時期もございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 はい。その場合、例えば、滞納者の方が土日しか自宅にいないとかといった場合には、土日の訪問というのもあり得るんですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 そういった不在の場合には、留守文書等を置きまして、毎月1回、月末に午前中、役場のほうで納税相談を行っておりますので、ぜひいらしてくださいという置き手紙を置いてまいります。

以上です。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 当然、滞納されている方の中にはいろいろな方がいらっしゃると思うんですけど、例えば、まだ役場のほうに個別相談ということでお見えになる方とかはいいのかなと思うんですけど、例えば、いろいろな方がいらっしゃると思うんですね。払えるが払う意思がない人とか、逆に、払いたいたいだけだけど、今の経済状況からは払えない、そういった方もいらっしゃると思うんですけど、どのようにしてそういった方たちを見きわめているというか、判断をされているんですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 役場にいらっしゃる方におきましては、納税相談、これを実施しまして、所得状況とか、そういったものをお聞きしまして、それで非常に難しいという場合は分納ということで、分けて納めてもらっている場合もございます。役場等にいらっしゃらない場合は催告書等を発付しまして、それでもお見えにならない場合は、財産調査等を行いますよという手紙を発送する場合がございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、分納というお話もあったんですけど、分納であったり、延納であったりという納税相談、当然受けているかと思うんですけど、今ちょっとお尋ねしたように、払う意思はあるんだけど払えない、今、現状無理というような、納税することで生活が困窮してしまうような方の場合、町ではどのような対応をされているんですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 やはり、今、申しましたように、納税相談で、いつだったらば払えるよというのをお聞きして、家計に負担のかからない、そういった時期に納めてもらうようにしております。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それも無理というか、状況が許さないような方の場合ってというのはどうなるんですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 お聞きしたり、財産調査をしたりして、例えば、給与等の差し押さえとか、そういったものをさせていただく場合もございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 差し押さえられてしまうと、今ちょっと聞いているのは、払う状況に今、ないというか、納めることができないような状況の方の給与も差し押さえるということですか、そうすると。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 納税相談をしまして、どうしても分納もできない、私どものほうで差し押さえる財産もないということであれば、執行停止ということになる場合もございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それが滞納処分の執行停止ということかと思うんですけど、執行停止の要件として3つあるそうで、滞納処分を執行できる財産がないとき、それから、滞納処分を執行することによって今、何度かお尋ねした、生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、それから、あと、先ほど、ち



よっと順序が逆になっちゃうかもしれませんが、滞納者の所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるときなどが、滞納処分の執行停止の要件になるそうなのですが、今までに、滞納処分の執行を停止したようなことってというのはありますか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 ございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、上三川町の税務事務取扱規則の中に、滞納処分の執行停止というのがあるんですけど、滞納処分の執行停止とか、執行停止の取り消しをしたときというのは、その旨を滞納者に通知しなければならないとあるのですが、その旨、今、滞納処分の執行停止の事例があるということなので、その旨を通知していますか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 これは国税徴収法に基づいて通知するとなつてございますが、通知をしないことによってその効力がなくなるかというわけではございませんので、送付はしてございません。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 効力云々というよりも、通知しなければならないというふうに規則に書かれているんですけど、ならないというのは、義務ではないんですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 近隣市町を出していいかどうかかわからないですが、私が聞いた範囲で、出していると聞いたところはございませんが、先ほど言いましたように、効力はそれで発生するというところでございますので、出してございません。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 実は、僕も近隣の市町に幾つか尋ねたところ、出してないそうなんですけれど、これ、多分、職権で執行停止とかっていうふうにされるのかなと思うんですけど、滞納されている方からすれば、例えば、督促であったり、催告書であったり、電話がかかってきたりというような、いろいろなことで心理的なストレスというか、払うことができないのに、何度も何度もそういった形で来られたりしていたものが、突然、多分、停止することによって来なくなったりということになると思うんですけど、そういった方にとっては、連絡をもらえる、通知がもらえるか、もらえないかというのはすごく心理的なストレスを解消する上では重要なんじゃないかなと思うんですけど、その点はいかがお考えですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 先ほど言いましたように、近隣市町と、あと、上部機関にちょっとお聞きしたりして研究したいと思います。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 まあ、近隣市町がやってないからやらないとか、やらなくてもいいというのではなく、ぜひ、当町では、そういったものもお願いできればと思います。

それでは、次に、まあ、町税、返却されたときは公示送達を最終的には行うということのを伺ったので

すが、公示送達をした後も追跡調査というのは、引き続き行っているものなのですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 行っております。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 追跡調査を行っているということなのですが、その後というのはどのような対応をされているのですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 通常の手続きをしております。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 通常のというのは、戸籍調査であったりというようなことですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 そうです、住民票の有無とか、現場に訪問したりして調査をしております。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 まあ、住民票の移動等をちゃんとされている方であればいいんですけど、そのまま放置されちゃう方も結構いらっしゃるんじゃないかなと思うんですね。その場合、近隣の聞き込みであったりとか、いろいろな調査の仕方があるかと思しますので、ぜひそれは引き続きお願いできればと思います。

先ほど不納欠損処理、5年間の、ということで、多分、平成24年と平成28年の不納欠損額、町税のほうをお答えいただいたかと思うんですけど、町税等ということで、あとは国保税であったり、介護保険料、後期高齢保険料、公共下水道等、そちらのほう、ちょっと僕なりに集計というか、合計で出させていただきました。平成23年からちょっとお話をすると、平成23年が、全部で5,879万2,767円、平成24年が7,026万5,980円、平成25年が5,259万9,938円、26年が3,329万9,560円、平成27年が3,850万4,126円、そして平成28年が3,279万7,007円となっています。

ここで、1点お伺いしたいのが、平成24年と、それから平成28年の不納欠損額、2倍以上の差があったのですが、これってどのようなことがあったんですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 平成23年のころからずっとでございますけど、県と共同で徴収したり、そういったことで指導をいただいたりしておるので、何ですか、直接的に何が原因というのは特別申し上げられないんですけども、何ですか、新たな滞納者を出さないということで、現年分の徴収に力を入れてきたということが原因かと思えます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 何というんですかね、徴収努力というか、そういったものが実を結んでいるとか、どうなのかちょっとわからないのですけれど、聞きたいのが、平成24年って、7,000万円以上、全部で不納欠損額が出ているんですけど、これと、あと、去年というか、28年度で言うと3,200万円なので、その原因というか、24年のときにこれだけ多かったというのは、どういっ

たものが考えられるんですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 今、徴収リストの推移を見てみましたが、まあちょっと24年というところでなかなか判断が難しいんですが、その時期に時効を迎えた額が多かったということだと思います。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、時効というお話があったので、そうすると、平成28年度のみ、町税のみでも結構ですので、不納欠損額1,108万3,780円の内訳というか、時効であったりとか、いろいろなものがあるかと思しますので、その内訳って教えてもらうことはできますか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 合計の数なんですが、人数で349でございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 人数の内訳というよりも、僕が聞きたかったのは、不納欠損をするに当たって、滞納処分の、先ほどお話があったように、執行停止という方もいらっしゃると思うんですね。そうすると3年間で消滅するということですし、あとは、即時不納欠損というか、多分、どうやってもこの方は無理でしょう、徴収できないだろうという方って、その場で多分、即時不納欠損処理されるんじゃないかなと思うんですね。それとあと、5年間によって消滅する消滅時効と、多分3つあっての1,100何がしという金額になっているのかなと思うんですけど、地方税法上、滞納した税には、先ほど答弁にもありましたように、5年間の時効があるそうで、不納を防ぐために、例えば、督促状を送った上での財産の差し押さえとか、あとは納税相談に来られた方の延納、分納、そういったものの誓約書などで時効の中断というのがされるかと思うんですけど、そういったものを怠ってしまうと、5年の時効を迎えてしまい、その分は損失として不納欠損に計上しなければならないそうですが、一般的に、滞納者が、例えば、破産とか、お亡くなりになってしまったとか、まあ、住所・居所、行方不明などの場合に不納欠損になることが多いそうなのですが、時効を迎えてしまって、例えば、28年度で、時効によって不納欠損してしまった額はわかりますか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 全て時効で、先ほど言いました、5年とか3年とかがございますが、時効を迎えたものでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、全て時効ということは、ここ最近滞納処分の執行停止というのはやられていないということよろしいんですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 いや、行っております。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、全てが時効というのはないんじゃないのかなと思うんですけど、どうですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 時効を中断させても、何ですか、その後また再開して時効を迎えるということでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それは、先ほどお話したように、時効中断というのは、納付相談に来られた方に延納、分納であったりというような誓約書とか、そういったいろいろな手続きをとることによって時効中断というのはあり得ると思うんですけど、滞納処分の執行停止って時効とはまた別だと思うんですけど、その点はどうですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 時効中断事由は、地方税法と、あと民法に準ずるものとして、納付、督促、差し押さえ等でございますので、それ以外のものは時効中断事由にはならないということでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それなんで、全てが時効というのはないんじゃないのかなと思うんですけど、滞納処分の執行停止をされているということなので、それは3年でなくなるわけだと思うんですよ。そうすると、時効の5年というのには当たらないんじゃないのかなと思うんですけど、その点はいかがですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 執行停止をした場合、時効が3年ということになるもので、3年を迎えた場合、時効ということで不納欠損ということになると思います。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 滞納処分の執行停止って3年でなくなると思うんですけど、それと5年間の消滅時効というか、町税の場合、5年で時効で消滅するのかなと思うんですけど、それとはちょっと違うんじゃないかなと思うんですけど、全て時効ということで扱われているということなんですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 3年で時効ということでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、5年間での消滅というか、時効の消滅と、それからあと執行処分を停止した場合と、分けては金額は出せないということですかね。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 金額ではちょっと分けてございませんが、先ほど言いました349のうち執行停止が66、5年時効が283ということでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 金額ではちょっと出せないみたいなので、ありがとうございました。

じゃあ、次に、町税の中で固定資産税をちょっと例に考えてみたいと思うんですけど、所有者が町内に居住している場合は、滞納されている場合、どのような対応をされていますか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 やはり最初は納税相談から始まって、何ですか、納税相談で自主納付、それでも他、例えば滞ってきた場合は、財産調査等で、最終的に差し押さえもする場合がございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 最終的には、今、差し押さえもというお話だったんですけど、それでは、所有者が町外にいらっしゃる場合、どのような対応をされていますか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 何ですか、遠い場合は手紙等でございますが、やり方としては同じでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 済みません、もう一度答えてもらってもいいですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 町内の方は当然、何ですか、じかに相談等ができますけども、遠い場所にいる場合はそういったことができない場合がございますので、手紙や電話等でやりとりしまして、考え方としては、町内と町外は同じでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 例えば、納税通知書が届けば、今お話しされたような電話での相談とか、あとはまあ督促なり、催告なりというようないろいろなやり方があるかと思うんですけど、町外に住まわられていて、例えば、納税義務者の住所が不明で納税通知書が返却されてしまった場合、そういった場合ってというのはどのようにされていますか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 住所等が追えれば追いまして、何ですか、その市役所とか、役場等に問い合わせ、それでも判明しない場合は、やはり公示送達ということでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、現住所等の把握に努めているということでもいいのかなと思うんですけど、例えば、登記簿上の所有者が亡くなられてしまって、相続人もわからない。そういった場合って、相続人の把握等に努めてはいらっしゃいますか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 把握に努めてございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、当然、最終的には差し押さえというような形になるのかなと思うんですけど、固定資産税における不納欠損処理、28年度で言うと504万6,609円というふうにあるんですけど、こちらもやはり、例えば、滞納処分の執行停止であったり、時効であったりというのを分けるのは、やっぱり難しいですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 ほかの町税等もあつたりするものでございますから、分けずに、同様に扱っております。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 ここで、なぜ固定資産税を取り上げたかという、固定資産税というのは、多分、そこに現存する建物であったり、土地であったりといったものに課税されているものだと思うので、それが不納欠損処理されてしまうというのがよくわからないというか、当然、何というんですかね、資産があるから、そこにあるので課税されるというところで、滞納処分の執行停止というのはあまり考えられないし、最終的に差し押さえをして、例えば、公売、換価というのが通常の流れというか、そういうふうにするものではないのかなと思うのですが、不納欠損処理される理由としてはどういったものがあるのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 固定資産をお持ちの方で滞納されている方であっても、全て差し押さえしているということではございませんので、そういった場合は不納欠損ということになるかと思えます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 その差し押さえをする、しないの判断というのはどういったところでされるわけですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 特に判断基準はございません。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、特に判断基準はないということだったんですけど、そうすると、公平・公正というようなものにはならなくなってしまうんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 このところなんですけど、多額になった場合は県税とか、去年、今年と徴収アドバイザーを派遣して、県のほうからいただいているものですから、そういった方に、多額である場合とか、そういったもので差し押さえ、あとは、どういった物件があるか等を調べて、差し押さえ等の、何ですか、アドバイスはいただいているところでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、金額の多い、少ないで判断をされるということなんですかね。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 いや、それが全てではございませんが、それが判断の一つであるということでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、まあ、それも判断材料の一つということなんですけれど、固定資産税で不納欠損処理をしているということは、あるものを差し押さえもしないで不納欠損処理をされているのかなと思うんですけど、その判断基準というのがすごく曖昧なんじゃないかなと思うんですけど、その点、どうお考えですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 やはり、先ほど言いましたように、何ですか、いろんな状況を調べたりし

て、何ですか、絶対にこれだけという基準はございませんけども、そういった判断で行っております。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 先ほど、時効の中断というお話の中にも差し押さえというのが出てきたんですけど、差し押さえをすることで、例えば、土地の所有者であったり、建物の所有者っていうのは、売買がしづらくなったりとか、あとは担保に入れづらくなるという制限を当然受けると思うんですね。そういうときに、例えば、この土地売りたいなとか、担保に入れてお金を借りたいなといったときには、当然、差し押さえを外さないと、なかなか、処分であったり、担保に入れづらかったりというものが出てくるんじゃないかなと思うんで、差し押さえをするというのが前提になるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺、どうお考えですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 先ほど言いましたように、徴収アドバイザー、ここ2年間、来ていただいておりますので、その方にいただいたアドバイス等を踏まえて実施していきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 ぜひ、何というんですかね、公平・公正なものになるようお願いしたいと思えます。

例えば、あと、最近ちょっと問題になっている空き家なんですけれども、所有者が特定できない場合というのは、土地の所有者イコール建物の所有者として推定して固定資産税というのは課税されているんですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 空き家といいますが、要するに、固定資産の所有者がわからないということはありません。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、所有者がわからないものってすごく問題になっているかと思うんですけど、じゃあ、この上三川町では、空き家は全て所有者が誰というふうに分かっているということでしょうか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 私はそのように認識しております。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 例えば、未登記の建物で、所有者がどこかに行ってしまったとか、転居されてしまったとか、そういった場合も全て、じゃあ、どちらに課税をしているかというのが全部把握されているということでしょうか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 所有者が不明の場合は、先ほど言いました公示送達等によって行っておるもんですから、所有者不明というのはないと認識しております。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 じゃあ、それでは、わかりました。

それでは、次に、国保税の不納欠損というのは、まずはどのような理由によるものなのか、お聞かせください。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 私、税務課としましては、特別会計、一般会計、先ほど言いましたように、同じように実施しているつもりでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、同じような流れで督促をしたり、催告書を送ったり、納税相談を受けたりなどということだと思うんですけど、例えば、滞納したまま転居されてしまった場合、どのような徴収方法をとられていますか。町税とは同じだと思うんですけど、もう一度お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 やはり、ほかの町税と同様でございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、最終的には、銀行口座であったり、あとは給料を差し押さえたりということはされているわけですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 している場合がございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 そうすると、今、お話があったように、している場合ということは、やはり、こういったところでそういった判断というのをされるわけですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 やはり、先ほど言いましたように、絶対これだという判断基準はございませんが、額の多い等も一つでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 今、額の多い、少ないというお話があったんですけど、まあ、不納欠損処分というのは、いろいろな努力をされた上で、それでも納付が見込めなくなった場合にされるものだと思うので、何か明確な基準というか、1つあるといいのかなと思います。

今ちょっとお伺いしたのは、町外に転居されてしまった場合なんですけれど、町内在住の方であれば、例えば、上三川町国民健康保険税滞納者対策実施要綱であったりとか、それから、国民健康保険税滞納者対策事務取扱方針などにも書かれていて、短期のものであったりとか、あとは資格証明書であったりとかというふうになっていくかなと思うんですけど、滞納者には保険証を発行しないとか、差し押さえられるものは差し押さえるなど、適切な対応をすれば滞納というのは減っていくんじゃないのかなと思うんですね。

例えば、平成28年度で言うと、国保税のみでも2,042万9,505円の不納欠損額があるんですけど、そういったものも、見る限りは、減ってばかりでもないもので、不納欠損額というのはそういった対応によって減っていくのではないのかなと思うんですね。しかし、自助、共助、公助の精神から言えば、ほんとうに自助が困難な状況になれば、公助が働くような仕組みというものも必要かと思うので、



そのような場合の判断基準、要は資格証明書に変更したりとかという、そのような判断基準って、明確なものっていうのはありますか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 ちょっと済みません、反問権といいますか、それをちょっとお願いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 許可します。

○税務課長【伊澤幸延君】 今の議員のおっしゃる意味、ちょっとわからなかったんで、もう一度お願いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 はい。例えば、納付が滞ってしまうと、資格証明書になったりする場合もあるかと思うんですね。そうすると、自費で一旦支払いをしなければならぬということになると思うんですけど、通り一遍にというか、先ほどのお話で金額の大小というのも話はあったんですけど、どうしても、この人、納付が見込めないなどといった場合に、例えば、ほんとうに助けが必要な人にとっては公助、要は、資格証明書ではなくて、短期のものであったりとか、そういったものにして対応すべきなのではないかなと思うんですけど、そのような場合の何か、例えば、この人は短期であったり、資格証明書であったりというような、町として明確な判断基準というのがあるのか、どうなのかというのを伺いたいということです。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 ほんとうに、何といいますか、今、入院しないと手おくれとか、そういった、命にかかわるような場合は当然、資格者証を解除して、1カ月証とか、そういう短期証を交付する場合もございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 ありがとうございます。それでは、国保税の不納欠損、もし可能であればお答えしていただきたいんですけど、先ほどの町税でもお伺いした、例えば、執行停止で不納欠損したとか、あとは、その他、いろいろな理由で不納欠損ってあるかと思うんですけど、そのような内訳ってありますか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 やはり、ああ、これは種別の件数か。ちょっと済みません。

---

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時12分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復しまして会議を再開いたします。

---

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 先ほどの篠塚議員の質問で、国民健康保険税の、これはやはり先ほどと同じ人数になりますけども、平成28年度、5年時効が99の、3年が24、合計123ということでございます。

それと、もう一つ、補足なんでございますが、先ほど明確な判断基準はないと言いましたけども、これは、いろいろな聞き取りを行いまして、その家庭、その家庭で状況が違いますので、一律の基準は設けられず、その判断材料の一つとしては金額の大小がありますという意味でございます。補足させていただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 答弁ありがとうございます。国保税の、今、不納欠損のことをちょっとお伺いしたんですけど、ちょっと調べてみたんですけど、「保険料、それから、その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知または督促は、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる」というふうにあるんですね。そうすると、これをそのまま読み取ると、督促とかをする限り、時効というのが考えられないんですけど、今、5年の時効消滅というふうにあったかと思うんですけど、そうすると、その後、督促とかをされてないのか、それとも、どういう扱いで時効消滅されているのか、それをちょっとお答えいただいてもいいですか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 督促、これは時効の中断要件でございますけれども、督促は、先ほど言いましたように、納付期限後20日、この1回、督促状を発付しております。それ以外につきましては催告書ということでございますけども、この催告書は時効中断の効力はないということでございます。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それは住民税とか、そういったものに関しては今、答弁いただいたとおりだと思うんですね、督促は最初の1回のみ時効中断の要件になるし、催告書だけでは時効中断にはならず、例えば、誓約書をいただくとか、あとは差し押さえ等をするなどによって時効中断というのはあり得ると思うんですけど、保険料の場合、その規定は当てはまらないというふうに書かれているんですね。民法153条というのは、多分、時効中断の要件かと思うんですけど、「それにかかわらず、時効中断の効力を生ずる」というふうにあるんですけど、そこら辺はどのように捉えていらっしゃいますか。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 申しわけございません。今、言ったのは保険料、料ですか。

(「保険料」の声あり)

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 申しわけございません、調査したいと思います。

○議長【田村 稔君】 1番、篠塚啓一君。

○1番【篠塚啓一君】 それでは、よろしくお願ひします。

時間もちょっとなくなってきたので、町のホームページに滞納整理の強化ということで出ていまして、そこには、「町税は私たちの暮らしを豊かにし発展させるために、教育の振興、社会福祉の増進など、町のさまざまな事業を行うための費用を所得や資産の状況に応じて、町民の皆さんに公平に

負担していただいているものです。滞納は、誠実に納税等の義務を果たす多くの町民の公平感を阻害しかねません。また、健全な行政運営に支障を来しかねないことから、町税の滞納者に対して滞納処分を強化し、納税意識の高揚と滞納の抑制を図ります」と書かれていました。課長の答弁の一番最初にもあったように……。

○議長【田村 稔君】 時間です。

○1番【篠塚啓一君】 はい。税の徴収は町の財政に直接かかわるものですから。

○議長【田村 稔君】 時間です。

○1番【篠塚啓一君】 公平公正になるよう……。

○議長【田村 稔君】 時間です。

○1番【篠塚啓一君】 はい、じゃあ、これで一般質問を終わります。

○議長【田村 稔君】 1番・篠塚啓一君の質問が終わりましたので、順序に従い、5番・小川公威君の発言を許します。5番、小川公威君。

(5番 小川公威君 登壇)

○5番【小川公威君】 早速、通告に従いまして質問を始めたいと思います。

今回、私は放課後子ども教室について、通学路の安全確保について、学校給食について、朝鮮半島有事における対応についての4点について質問いたします。

まず、放課後子ども教室について質問したいと思います。

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭、地域の方々がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育、子育てに取り組む制度、体制づくりが必要であります。

そこで、1点目として、子どもたちが放課後などに安全で健やかに活動できるための居場所を確保し、その中で地域の方々の協力のもと、遊び、学習、スポーツ・文化活動等を行う放課後子ども教室の現状と今後の方針をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

放課後子ども教室は、ご承知のとおり、子どもたちの活動拠点を確保し、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学ぶ学習やスポーツ・文化活動等を支援するものです。具体的な活動内容は地域によってさまざま、各地域の実情を踏まえた地域の皆様に決めていただいております。

現在、本町では、多くの地域の皆様のご協力をいただき、本郷小学校、本郷北小学校、坂上小学校、明治小学校、明治南小学校の5つの小学校区で実施しており、全体としましては、年々利用者が増加しております。

今後の方針としましては、全小学校区の解説を第一の目標とし、未開設である上三川小学校、北小学校区の開設に尽力したいと考えております。

また、既存の放課後子ども教室につきましても、地域住民の皆様の協力を得ながら、各地域の実情に

合わせた内容の充実を図ってまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 放課後子ども教室と似たようなものというか、その中に放課後児童クラブというものがあると思うんですけども、文部科学省と厚生労働省が連携して打ち出している放課後子ども総合プランでは、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化を推奨していると思うんですけども、我が町の現状は、そういった形には今時点ではなっていないと思うんですけども、そのことについて教育長はどうお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室といいますのは、全ての児童を安全・安心な居場所を確保するというようなことで打ち出されているものでございます。現在、本町においては、さまざまな理由から一体化の実施にはまだ至ってございません。その理由としましては、活動拠点が離れているということ、さらに、移動に際しての安全の確保、それから、利用者が増加することに伴う各施設の手狭さ、あるいは、対応の難しさ等々がございます。ボランティアの方々の人数の不足等々があるかと思えます。ボランティアの方々の多忙感が非常に出てきてしまうというようなこともあるかと思えます。さまざまな理由で現在、町内では一体化については進められておりません。これから開設する場所については、それらの一体化も視野に入れた準備も必要かと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 先ほどの答弁で、町内5カ所で運営しているということでしたけれども、残りの上小地区、北小地区は、どんな理由で現在、開設できていないのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 開設につきましては、地域の皆様の参画を得て進めていくということが前提になります。地元、ボランティアの皆様等のご協力も必要であります。このようなことから、2つの地区については、開設に取り組んではいましたけれども、まだ実現に至っていないというような、そのような状況でございます。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、町としては、やはり、残りの2カ所もできるだけ早く立ち上げるというような形で動いているというご理解でよろしいのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 はい、今後も機会あるごとに開設に向けた地域の皆様の協力を得ながら、準備を進めていきたいと、そのように考えております。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 先ほどもちょっと出しました放課後児童クラブと比較してですね、放課後子ども教室は保護者の負担があまりかからないので、本来は児童クラブで預かるべき児童を放課後子ども教室のほうに預けるケースが見受けられるかと思うんです。放課後児童クラブと放課後子ども教室で預か

る子どもの要件は、それぞれどのような要件なのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 放課後子ども教室につきましては、全ての児童が対象になるかと思えます。放課後児童クラブについては、放課後、お子さんを見る状況が難しいというようなお子さんになるかと思えますけれども、有料でお子さんを預かっているのが放課後児童クラブでございます。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、現在、5カ所で運営している運営体制をちょっとお聞きしたいんですけども、まず、5カ所、それぞれの開催日はどのようになっているか。あと、そこに登録なりしている児童の数、あとは、教室指導員というんですかね、そういう、ボランティアとおっしゃっていましたが、そういう方はどんな方がなっているのか。何かしら、何というんでしょうね、教育指導員になるに当たっての要件は必要なのでしょうか。また、それぞれ、何人ぐらいそういう方がいらっしゃるのか。あとは、その方はほんとうに完全にボランティアとして参加していただいている方なのか、もしくは、何かしらの報酬や謝金が発生しているのか、その点、答弁をお願いします。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 ただいまのご質問ですが、まず、5つの各子ども教室、それぞれに申し上げます。

本郷放課後子ども教室、こちらですね、開催日数が年間280日、延べの参加者数が3,829名。まず、ボランティアにつきまして人数から申し上げますと、12名のボランティアというか、指導員の方が子どもたちの面倒を見てくださっております。本郷北放課後子ども教室では、開催日数237日、延べ参加者数が8,291、指導者は15名となっております。坂上放課後子ども教室は、開催日数49日、延べ参加者数1,199名、指導員数3名。明治放課後子ども教室では、開催日数、年間285日、延べ参加者数8,787名、指導員数20名。明治南放課後子ども教室では、開催日数48日、延べ参加者数908名、指導員数18名での対応となっております。

指導員の方につきましては、特に資格等は要しておりません。地域の協力してくださる方々、特にコミュニティ関係の役員の方とか、そういう方が中心になって運営をしていただいております。

報酬等につきましては、謝金という形で、それぞれ、指導者の方にお渡ししているような状況でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 かなり教室によって、開催日数やそれぞれの人数なんかはばらつきがあるようなんですけども、それで、教室運営に関する委託料ですか、委託料というのが町から出ているんだと思うんですけども、放課後子ども教室に使用する施設のですね、その委託料の中には施設管理の運営の費用なんか含まれているのか。もし、可能でしたら、5カ所それぞれの収支を教えてくださいと思います。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 それぞれの子ども教室に対します委託料ですが、施設管理とか、そう

いうものについての費用は含まれておりません。委託料に含まれていますのは、主に指導者の謝金、それと活動に要する備品やもろもろの費用、消耗品も含めまして、ということになるかと思えます。

それぞれの各教室の委託料につきましてですが、金額を申し上げますと、本郷小学校子ども教室では280万4,000円、本郷北小子ども教室では171万9,100円、坂上子ども教室では85万5,000円、明治子ども教室では299万8,000円、明治南子ども教室では88万2,000円の委託料ということになっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 その各5カ所のですね、その収支というのは、毎年度、毎年度、役場のほうにはちゃんと収支報告として上がってきてるんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 はい、国県の補助事業でもありますし、町からの委託料ということで、各教室ともきっちりとした収支を提出いただいているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 その収支に関しまして、例えば、その地域の方とか、そういった方は知ることができるんですか、知る方法は何かありますでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 特に公表ということはしておりませんが、例えば、情報公開制度の中で公開できる部分につきましては公開するとか、そのようなことは可能であります。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、先ほど教室指導員のほうには謝金を払っているということでしたけども、その謝金に対するですね、例えば、所得税に係る源泉徴収とか、そういう税の関係についてちゃんと、謝金についても所得税はかかってくると思うんですけども、そこの辺の指導なんか、町として何かしていることはありますでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 謝金ということでの、町からの指導員さんの方への税申告等の細かい指導等は現在しておりません。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 まあ、やはり、皆さんの税金を投入しているわけですから、そのあたりを明確にしておく必要もあるのかなと思います。といいますのも、地域の人なんか聞くんですけど、非常にわかりづらいと。特に放課後児童クラブとか、放課後子ども教室とか、名前も何か似たりしているし、制度自体も似たりしているのでわからないと。また、何というんでしょうか、一部の方たちだけで運営されている場所も、どうもあるようなので、そういった意見も結構あります。なので、親御さんからしてみれば、児童クラブでも放課後子ども教室でもどちらでもいいと、極端なことを言えば、安心して子どもを預けられる場所があればいいという意見が結構あるんですね。ですので、今、いろいろと聞きまし

たけども、地域によってかなりばらつきがあると思うんです。その地域の事情とか、その地域の特性を生かして、その地域の方々の協力のもとに運営していくというのは非常にわかるんですけども、地域格差というか、運営の格差をなくすためにも、ある程度、町がですね、積極的にもっと介入していてもいいんじゃないかなと思うんです。いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 放課後子ども教室は、地域の皆様のご協力を得て進めていくものでございます。それぞれの地域のさまざまな実態があるかと思えます。ボランティアの皆様の数、あるいは、その地域の教育力、あるいは特色、さまざまなものがあるので、現在、5カ所で開設しておりますけども、5カ所それぞれがさまざまな地域の特色があるので、一律に同じように運営していくというのは、現段階では難しいかと思えますけれども、それぞれの放課後子ども教室が、より充実していくための支援は生涯学習課のほうでも進めていきたいと、そのように考えております。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 まあ、それぞれ独立して運営してたりしますし、また、親の立場、児童の立場、地域の事情などいろいろ考えると、なかなか難しいのかとは思いますが、私はですね、やはり国が推奨しているように、放課後児童クラブとですね、一体として、学校施設を活用して、これも国のほうで、学校施設をできるだけ使いなさいということで推奨していると思うんですけども、学校施設を活用して運営するのが一番いいんじゃないかと思えますし、また、そういう声が多いです、実際に。ですので、どうか、その点、ご検討をくださいますようお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

通学路の安全確保についてお伺いいたします。通学路の安全確保については、平成28年の6月議会で一度質問させていただきましたが、今回、改めてお伺いしたいと思います。

前回の答弁で、町としてさまざまな取り組みをされているのはわかりました。ただ、実際に児童生徒を学校に通わせている親御さんなどの意見を聞いてみると、危険だと思われる箇所がまだあるように見受けられます。

そこで、改めてお伺いいたします。通学路の安全確保について、どのように取り組んでいるのか、答弁をお願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

通学路の安全確保につきましては、特に小学校ごとに警察、道路管理者と連携して通学路の合同点検を行っております。この通学路の合同点検は、全国的に、登校中の児童が死傷する事故が相次いだことから、平成24年度に各小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急点検を行ったものが始まりで、その結果を受けた対策を推進してきました。平成26年度、この取り組みを効果的に実施するため、推進体制として警察、国道・県道・町道の道路管理者、町の交通安全部門、教育委員会、町立小学校から成る通学路安全推進会議を設置し、その基本方針として、上三川町通学路交通安全プログラムを策定しました。現在、このプログラムに基づき合同点検を2年に1回行い、必要な対策を実施しているところです。直近の平成28年度では、22件の箇所で行われ、現在、20件について対策が実

施され、残る2件についても対策が予定されている状況です。

また、全小中学校において、地域の方々で構成されるスクールガードによる通学路等の巡回を行っていただいております。現在、スクールガードの登録者数は103名いらっしゃいます。そのほか、町社会福祉協議会の事業においても、地域の安全見守り隊の方々が小中学校の登下校時刻に合わせて見守り活動を行ってくださっております。今後も関係諸機関と連携し、通学路の安全確保に努めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 通学路交通安全プログラムにうたわれている通学路安全推進会議のメンバーの中に、小学校7校は入っているんですけども、中学校3校が入っていないのはなぜかなど。小学校と中学校では下校時間が違ったりとかルートが違う場合があると思うんで、ぜひ、中学校3校もメンバーに入れたほうがよろしいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 このプログラムがスタートした時点では、小学生の安全ということが非常に念頭にあって、それぞれの市町でも、小学校をメンバーに入れているところが多いようです。先ほどご提案があった中学校も、ということについては、次回から中学校も含めた安全点検ができるように、メンバーとして考えていきたい、そのように思います。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 ありがとうございます。そのプログラムにはですね、小学校等に危険箇所の抽出を依頼しと。合同点検を2年に1回行い、実施時期以外に危険箇所の報告があった場合には、適宜、関係機関と協議して実施するとうたわれておりますが、この各小学校では、危険箇所の抽出をどのような方法で行っているのか。例えばですね、教職員とか、ごく一部のPTAの役員さんなんかだけで抽出しているということはないでしょうか。中にはですね、ここ危険だと思うんだけど、どこの、誰に言っていないかわからないという親御さんなんかもいたりするんです。ですので、その辺ですね、町としてどのように小学校のほうに指導なりをしているか、よろしくをお願いします。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 各小学校では、教職員、あるいはPTAの皆さんなどからのご意見が多いかと思えます。また、細かいところについての吸い上げ切れない部分があることも予想はされますので、その辺については今後、検討していきたい、そのように考えております。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 まあ、そうですね。漏れがあっちゃいけないと思うんですね、やはり、これは命にかかわる問題ですから。例えばですね、ある親御さんが学校に危険箇所を報告した場合ですね、やはり、小学校だけで危険かどうか判断するんじゃなくて、指摘や報告があった箇所全てを、やはり通学路の安全推進会議に上がってくるようなシステムづくりが必要なんじゃないかと思うんです。メンバーの中には、警察や宇都宮国道とか、宇都宮土木の方々も入っていただいていると思うんで、やはり、それぞれの専門の立場で違う角度から見てどうかという判断ができると思えますので、ぜひ、そこら辺で



すね、ルールづくりをしていただければと思います。

あと、合同点検の箇所、今、22件のうち20件は済んでいるということでしたけども、歩道がないとか、交通量が多いとか、信号がないというところは何か対応しているような感じなんですけども、私が確認した範囲だけで、それが正確かどうかわからないんですけども、防犯灯がらみで対策を講じているところが一つもないなど。防犯灯が暗いと、ここが暗いとかという報告はないのでしょうか、今まで。少なくとも、私のところにはですね、複数の中学生の親御さんのほうから、通学路に防犯灯をつけてもらえないかと、日暮れの帰宅時ですすね、月明かりがないときなど暗くて怖いという意見が結構寄せられているんです。

具体的に箇所を挙げますとですね、前回の質問でもそこはちょっと指摘させていただいたんですけども、明治中の一本西側の道路、山崎歯科から梁のセブンイレブンまでの道ですすね。あと、そこから西へ伸びる延命院からローソンまでの道。LEDになって多少は改善されているとは思っています。ただ、まだまだそれでも不十分かなと。実際、私も自転車で走って見たんですけども、やはりそう感じる場所がありました。まあ、防犯灯は、どちらかという自治会のほうからの要望というか、自治会マターの話で、ある意味、自治会から要望しないと設置はできないんでしょうかね。通学路等は、今まで切り離してしか考えられなかったのかどうか、その辺、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 これまでは、小学校の通学区域というようなことで、中学生の通学路と重なる部分もありますけども、あまり重なりがない部分も各中学校区には見られるかと思います。そのようなことから、防犯灯については、これまでもそのようなご心配の声は幾つかありましたけども、このシステムの中で対応することはできておりませんでしたので、今後、この対策会議の枠組みの中で関係部署とも協議をして、できるものについては対応するように努めていきたいと思っています。

ただ、いろいろな条件が防犯灯についてはありますので、設置するためにはさまざまなご理解、あるいはクリアしなければならないようなことも多々あるかと思っています。そのような中で、この枠組みの中でできるものを考えていきたい、そのように思います。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 いろいろ、そういう役場の中のルールとか、いろいろそうのはあるんですけども、子どもたちですすね、命にかかわる話ですので、我々大人たちがですね、真剣に考え、対処していく必要があるんじゃないかと思うんです。場合によってはですね、やはり、いろいろ教育長がおっしゃったように、事情がある、私も実際に自治会の方とかにもいろいろ問いかけたことがあるんですけども、やはり、その住宅がないところとか、田んぼとか畑のところだと、やはり農作物に影響が出るとか、虫が寄ってくるとか、いろいろ何かそういうのでなかなかここはつけたくないという意見も聞いたことがあるんです。そういうこともあるので、場合によってはですね、ある意味、会議の中に地域事情に詳しい通学路付近の自治会長さんたちをですね、参加していただいて、メンバーに加えてやっていくのも一つの方法なんじゃないかと思うんです。いずれにしてもですね、関係各所各人が連携を密にして通学路の安全確保について努めてもらいたいと思います。

次に、学校給食のアレルギー対策についてお伺いします。

この件も平成28年の6月議会で質問させていただきましたけども、そのとき教育長より、「現在の施設でアレルギー対応食の提供ができる方法を見出すための調査を実施いたします。その結果をもとに今後、アレルギーを持つ児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しめることを目指し、アレルギー一食対応の給食が提供できるよう努めてまいります」と答弁いただきました。あれから2年弱たちましたけれども、その後何か進展はあったんでしょうか。

改めてお聞きします。学校給食におけるアレルギー対策の現状と今後の方針はどのように考えているのか、答弁よろしく願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

食物アレルギーの一般的な学校給食の対応としましては、献立詳細表対応、弁当対応、除去食対応、代替食対応の4つの段階があります。本町の学校給食における食物アレルギー対応は、学校生活管理指導表をもとに、医師から食物除去療法を指示されている児童生徒に対して、献立詳細表を作成して情報を提供しています。また、牛乳のアレルギーのある児童生徒に対しては、飲用牛乳のかわりにお茶を提供する代替食を実施しているところでございます。

今後の対応でございしますが、来年度の夏休み明けから、卵アレルギーの代替食対応の実施を予定しております。必要な設備、機器等を今、準備を進めているところでございます。

なお、給食センターの調理室内の調理スペースを確保して実施することになりますので、微量のアレルゲンでも反応を誘発される可能性のある重篤な児童生徒への対応はできません。

今年度、「上三川町学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」の策定作業を行い、間もなく配布いたします。学校給食における対応で最優先すべきことは、安全性の確保です。そのためには、給食にかかわる全てのものが当マニュアルを基本とし、実情に合わない無理な対応は避け、安全管理リスクを最小限にすることが大切と考えます。

児童生徒に事故なくアレルギー対応食を提供するために、教育委員会、給食センター、各学校が連携を図りながら、具体的な対応や手順を確認し、卵アレルギー対応食の実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 ありがとうございます。卵対応できることになるだけでも、かなり前進したんじゃないかと思えます。

それで、ちょっとお聞きしますけども、現在ですね、出せる数字で結構なんですけども、町内小中学校で食物アレルギーを持つ児童生徒の数、また、どのような食品に対してアレルギーを持っているか、また、弁当を持参している児童生徒は何人いるのか、現時点でのわかる数字で結構なので教えていただけますでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

町内の小中学校における食物アレルギーを持つ児童生徒の数ですが、平成29年6月14日現在の数字にはなりますが、小学校で64名、中学校で61名、合計で125名になります。また、アレルギーの種類はどんなものがあるかということなんですが、特定原材料7品目とされるエビ、カニ、小麦、そば、卵、乳製品、落花生になります。次に、特定原材料に準ずるものとして、イクラ、イカ、牛乳、豚肉、キーウイフルーツ、バナナ、モモ、リンゴ、ヤマイモなど20品目がございます。さらに、これ以外の食物を起因とするアレルギーを持つお子さんもいますので、種類としてはかなりの数がございます。

また、弁当を持参している子どもの数ということですが、この数も29年の6月14日現在の数字にはなりますが、小学校で3人です。また、一部、弁当持参しているというお子さんに関しましては、小学校で4人、中学校で1人となります。

以上になります。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 やはり、かなりの数の児童生徒がアレルギー、何らかを持っていますね。もしですね、仮にこの125名ですか、全員のアレルギーに対応する給食を出すとしたら、コストはどのぐらいかかるか、計算、出ますか。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 はい。今現在、これだけの種類に対応するアレルギー対応食を想定しておりませんので、ただ、今の給食センターでは不可能になります。アレルギー対応のための専用の調理室をつくる必要があるかと思えます。ただ、専用の調理室をつくったとしても、アレルギーの種類、症状には、ほんとうに軽いものから、エピペンを処方されているような重篤なアレルギー症状を持つお子さんまで多種多様です。

先ほど、アレルギーの中には小麦とか乳製品ですね、あとは大豆とか、そういったものに関しましては、食品そのものだけではなく、調味料であったりとかにも含まれている場合もありますので、そういったことを考えると、全てに対応するというのは、ちょっと、非常に困難というか、不可能に近いのではないかと考えております。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 そうしますと、やはり、お金だけの問題ではないということなんですかね。やはり。もし、それにほんとに全部対応となると、かなりのお金がかかるということなんですか。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 はい。専用の調理室をつくるためには、かなりの、多分、千万単位の金額が必要になるかと思えますし、それに対応するためのスタッフもそろえなくてはならないと思います。ただ、それであったとしても、先ほど申しましたように、少量、微量のアレルゲンでアレルギー反応を起こしてしまうようなお子さんに対しては、学校給食として対応するのは非常に難しいと思います。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 わかりました。今回、卵だけですけれども、それだけでもかなり前進はしていると思うんですけども、何で今回卵だったんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 はい。卵に取り組んだのは、アレルギーを持っているお子さんで卵に対するアレルギーが一番多い、数的にはそばが一番なんですけども、そばは学校給食で出すことがないので、それを除いた一番多い卵アレルギーに、まずは取り組む、そのようなことをごさいます。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、2番目に多いのは何でしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 実質的には3番目ということになるかと思ひますけども、エビになります。特定7品目についてはエビになりますけども、そのほか、さらに特定原材料に準ずるものについては、キーウイフルーツがごさいます。そのような状況かと思ひます。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 それでは、予算の関係で全部は難しいということですので、次はエビとかキーウイあたりを、またアレルギー対応をしていただければなと思ひますけども、いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 アレルギー対応については、安全を最優先ということで、100%の安全を期さなければならぬということが大前提かと思ひます。そのようなことを考えますと、微量な量に対しても危険性が出てきますので、100%を目指すためには、まず、今回取り組みます卵への対応を踏まえて、さまざまな検証を加えて次に進めていければと考えております。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 まあ、ぜひ、その辺、取り組みをお願いしたいと思ひます。先ほども答弁の中にありましたエピペン、町内の小中学校で、実際にそのエピペンを持参している児童生徒はいるのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 エピペンを処方されている児童生徒の数なんですけども、こちらも平成29年6月14日現在の数値になりますが、小学校で6人、中学校で2人、合わせて8人になります。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 8人、何か多いような気がしますね。現在までに、では、その実際、エピペンを使用した事例はあるのか、過去においてですね、お伺ひします。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 今まで小中学校において使用したケースはごさいません。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 その辺は、本人だけではなくてですね、周りにいるその教職員や児童生徒なんかもですね、ある程度、周知をしたりですね、その対応をどうするかと、指導なりしなくちゃいけないと思ひますけども、その辺は行っているのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 エピペンが要する児童については、各学校で、全職員で共通理解をしております。さらには、教職員を対象としたエピペン使用の研修、各学校で実施しております。また、学校の

代表の教員などを学校医に講師となっていていただいで研修を受けさせていただいている、そのようなことで、エピペンを使用する状況に至ったときには適切に対応できるように取り組んでいるところでございます。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 まあ、このアレルギーの問題は、1つ間違うと命にかかわる問題なので、慎重に事を進めなくちゃいけないと思いますのでですね、卵が対応できただけでもですね、かなりの前進だとは思いますが。まあ、大変でしょうが、今後も引き続きのご尽力をお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、最後に、朝鮮半島有事における対応について質問いたします。

何か、本日の下野新聞の一面にも出てましたけども、何か、南北の首脳会議が4月に行われたりとか、ミサイル凍結なんて出ていますけども、タイミングがいいのか、悪いのかよくわかりませんが、ここで、国際情勢を議論するつもりはございません。それは国の政治家や国の役人、メディアなどに任せて、私たちは上三川町のこと、上三川住民のことを第一に考え、もし、1%でもですね、我が町にミサイルが降ってくる可能性があるのならば、その備えをする必要があると思います。

以前、町長は、ある会合です、熊本地震の話で、「災害は忘れたところにやってくる」とおっしゃっていましたが、決して熊本が忘れたから被害に遭ったとか、そういう意味じゃなくてですね、町長も、備えておくことが大切ということをお願いしてそういう発言をされたんだと思います。だから、まあ、ミサイルについても、限りなく可能性は低くても、「ミサイルは忘れたところに落ちてくる」とならないようにですね、万が一に備えることが必要なんじゃないかと思います。

昨日の同僚議員の質問と重複する部分があるとは思いますが、朝鮮半島有事の際、町として町民の生命と財産をどのように守るのか、お聞きいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、大前提として、朝鮮半島などの有事の際には、日本政府が国民の生命、安全、財産を守るために、最悪の事態を想定し、万全の体制を整えるべき努力する義務があると考えられております。町として軽々にお話することはできないと思います。そういったことから、弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合などの有事の際には、国からの緊急情報がJアラート等を通じて、Jアラートを活用するなどしてテレビ、ラジオ、エリアメールなどを通じて直接、国民、町民の皆様へ伝えることとなっております。

町でも、ミサイル発射直後の情報伝達手段として、ミサイルが日本に落下する可能性や通過する可能性がある場合は、Jアラートの情報を活用して、かみたんメールにより緊急情報をお知らせすることとしております。

また、弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動については、付近の、できるだけ頑丈な建物に避難、付近に適当な建物がない場合には、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るなど、落ち着いた行動を促すよう、町ホームページを活用し、町民の皆様へ周知を図っているところでござい

ます。

今後につきましても、町民の皆様が安心して暮らせるよう、ホームページや広報等を活用し情報提供等をさせていただきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 現実的に考えてですね、我が町には狙われそうな施設もないですし、予算や時間の制約もありますし、職員の負担等も考慮しますと、我が町にミサイルが落ちてくることに備えるといっても、まあ、そういった現実を考えると、消防や警察、県、近隣市町と、場合によっては自衛隊なんかとも、一度で結構なんで、そういう有事のときの対応なんか話しておくとかやっぱり違うのかな、なんて思っています。

ほんとうはここで一番質問して確認したかったのは、小中学生が登下校中にJアラートが鳴った場合、これをどのようにですね、児童生徒に知らせるのが一番知りたかったんですけども、昨日、同僚議員の質問の答弁にもあったように、現在、その方法がないということでした。今後には何か、消防のサイレンを使つての方法を検討するということでしたけども、具体的に何かそういったプランはあるのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えします。

火災等のサイレンにつきましては、町内7カ所に設置されているスピーカーで鳴らしているわけですが、基本的に鳴らす作業につきましては、石橋消防組合本部のほうに委託してございます。それぞれの機器のところに行けば、その機器だけは鳴らすことができるんですが、そういう作業では緊急のときには時間的に鳴らしても意味がないというのがございますので、基本的には、鳴らす場合には、石橋消防組合本部から一斉に鳴らしてもらうという方向でやらざるを得ないと思っております。

現在、サイレンの鳴らし方としましては、5つのパターンがございしますが、その中で実際に使っていないパターンもあるというのが、詳細調査したところわかりましたので、その辺の音の鳴らし方ですね、基本的には、鳴らす時間と休む時間、また鳴らす、その繰り返しのパターンでもって分けているものがございしますので、その辺の、現在使っていないパターンについて、鳴らすことで協議を考えたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 5番、小川公威君。

○5番【小川公威君】 消防のサイレンということは音で知らせるということですよ。果たして、小学生なんか、その音の判断がつくのかどうかも疑問ですけども、私が思うにですね、一番よいのは、消防のサイレンを使うのではなくてですね、同報系防災行政無線を整備するのが一番よいんじゃないかと思うんです。同報系防災行政無線があればですね、ミサイルだけではなく、大規模災害時の避難勧告、避難命令、竜巻や雷などの気象情報、火災発生現場の告知、行方不明者の情報など、瞬時に言葉で全町民に伝えることができると思うんです。いろいろな事情でですね、我が町では、今まで同報系防災行政無線が整備されなかったのは何となく理解しているんですけども、町民の生命・財産を守る観点から考えれば、今後の我が町には絶対必要なものだと思いますので、もう一度ですね、整備を考えてみてはい

かがかと思えます。

私に言われなくても、ほんとうは一番整備したいのは町長なんじゃないかなとも思うんですけども、防災無線についてはですね、今日は答弁は要りません。今日はここでやめておきます。今回は、あくまでも提案ということでとめておきますので、次回以降、機会を見て改めて質問させていただきたいと思えます。

この防災無線じゃなくて、ミサイルの件をですね、国マターの話だと言う人もいますけども、実際、我が町に落ちたらですね、一々、国の指示なんか待たられないと思うんですよね。そのときは、町長を先頭にですね、我々が前面に立って対処をしていかななくてはいけない問題だと思います。どうせ落ちるはずがないとか、そんなことは無駄だとか、国の指示を待たばいいとかではなくてですね、当事者意識を持って、上三川は我々が守るという気持ちで取り組んでいただくことをお願いして、今回の私の全ての質問を終えたいと思えます。ありがとうございました。

---

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

午後1時30分に再開いたします。

午後0時21分 休憩

午後1時30分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【田村 稔君】 5番・小川公威君の質問が終わりましたので、順序に従い、6番・志鳥勝則君の発言を許します。6番、志鳥勝則君。

(6番 志鳥勝則君 登壇)

○6番【志鳥勝則君】 議長からの発言を許されましたので、通告順に従いまして、ただいまから私の一般質問に入らせていただきます。

今回は大きく2点ほど質問させていただきます。

まず、第1点目、町が管理する公共施設等での災害、事故の対応について。

1点目といたしまして、公共施設を起因とした災害が発生した場合、町はどのような対応を強いられることになるのか。

2点目、公共施設を起因とした災害等が過去にどのような事案があったのか、また、その対応はどのようなものであったのか。

3点目、公共施設の安全管理面において、町はどのように配慮しているのか。

以上3点についてお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

公共施設を起因とした災害が発生した場合は、人命救助を第一に行い、その後、二次災害の防止を図

り、被害者への対応とともに、事故原因の究明を行い、再発防止と施設の復旧を行います。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

過去10年間における、町が損害賠償を行った事故は6件となります。そのうち道路舗装の破損に係る車両の損傷が3件、施設の倒壊や樹木の落下による損傷が3件となります。これらの事故は、町が設置した施設が破損したことで利用者に損害を与えたことにより損害賠償を行ったものでございます。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

公共施設の管理については、各施設において定められた法定点検等の実施、職員による日常点検や利用者からの情報提供等により、破損箇所の早期発見と早期修繕に努め、施設利用者の安全確保を図っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私が今回なぜこのような質問をしたかといいますと、今年1月に降りました雪により、その雪が凍って、町道上に設置された看板から氷雪が落下し、フロントガラスが割れてしまいました。私が被害者のほうから、道路を走っていたら、いきいきプラザの西側の電光掲示板を通ったときに雪が落ちてフロントガラスが割れてしまった、こういうふうなのはどうしたらいいんだろうというような事案を受けましたので、早速、その場で役場のほうに電話しました。電話して、「こういうのって、どうなの？」と言いましたら、「保険で対応しますから」というふうな返事をいただきました。私は、その旨、「保険で対応してくれるということだから」ということで、被害者のほうにその旨をお話ししました。

ところが、それから二、三時間たった午後、私のところに電話がありまして、「私はどういうことかな」と聞き返しましたら、「午前中、電話があった件で」というふうな話でした。というのは、「町は賠償はできません」と。「何でだろう」と言ったら、「自然災害だから」というふうな答えをもらいました。私も被害者のほうにその旨をお話ししましたが、本人としても納得できないなというふうなことであります。

それで、町はこのような災害、町が言うには、これは自然災害だということなんですけどもが、私は人災にも近いんじゃないかというふうに思ってます。保険ではおられないというふうな答えでしたが、その保険は、公共施設としての保険はどのような保険に入っているのか。そして、いきいきプラザの西側にある電光掲示板の構造物の保険は入っているのか、お尋ねいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

町が加入しております保険でございますが、全国町村会総合賠償補償保険制度に加入しております。それで、ただいま議員のほうからお話がありました事故については、今までにない事故、経験のない事故だったんですが、事故というか、災害。まず、保険会社のほうに当然、町が賠償するものにつきましては、同額が保険会社のほうから補償金がおおりするという形ですので、補償会社のほうに確認いたしました。そうしますと、雪は町の所有物ではない、自然のものということなので、それに起因する事故につきましては、町の瑕疵という形にはならないので、賠償の責務は発生しませんという見解をいただきま



した。

議員から、それで大丈夫なのかというご指摘も受けましたので、再度、弁護士のほうにも相談をいたしました。弁護士のほうの見解も、やはり、町の所有物に瑕疵があった場合、町は賠償責任を負いますよという見解でありまして、自然物、雪については町の所有物ではないので、それに起因する事故については町の瑕疵という形にはなりませんというご回答をいただきましたので、今回の件につきましては、町としての賠償が発生しないんですというご連絡をした次第でございます。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 損害賠償関係の保険を見ると、管理瑕疵ということがよく当然のごとくうたわれてますけどもが、多分、昭和50年のころかと思うんですけどもが、富士山公園で町が設置した池に子どもが落ちて水死したという事故がありました。この際には、町は損害賠償をしたように聞いてますけどもが、この辺のところ、今、思うに、どう町は考えますか。勤労者体育センターと野球場の間にある池ですね、あそこで溺死したというふうな事故がありましたけどもが、私が思うのには、町は何の管理瑕疵もないんじゃないかというふうに思いますけどもが、そのときは補償されたんです。

私が思うのには、通常、道路上にない、道路上に設置すべきでない構造物だと、電光掲示板等についても思っています。その電光掲示板については、歩道の西側と東側に柱があり、その柱をもって図上に電光掲示板が設置してあるものです。この電光掲示板の柱と柱の間、いわゆるアーチ型になってますけどもが、これは、人間が登って管理できるような幅、約六、七十センチはあるのかなど。人間が登って足元が悪くならないように、やはり、幅60センチくらいの網の足場があります。雪が降ったときに、ここに雪が積もって氷結して自然に落ちる可能性はあるっていうことは当然、想定されたと思うんですけどもが、その辺はどのように受けとめていますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の富士山公園の池で起きた事故かと思うんですが、この質問が出た後、私どものほうでも調べたんですが、その当時、交際費から見舞金が出たということは確認できたんですが、何分古い事故ですので詳細情報が残っておりませんので、見舞金を出したということしかわかりませんでした。

次に、今回の雪に関する事故で、当然、想定されたのではないかというご指摘なんですけど、正直、想定してなかったというのが実情でございます。まあ、議員がおっしゃるとおり、想定できるのではないかということで、町の公共施設で道路上に設置してあるものとしまして、町所有のもので、皆様ご存じの、あの本郷小学校北側道路にあります渡り廊下ですね、道路上を横断しております。そちらの建物のほうが幅が広いので、より危険性があるということで、その辺の見解について、県のほう等に確認いたしました。そうしますと、設計上の問題はないのかと、豪雪に対する備えが特段とられていない施設ということで言うと、万が一の場合に町の瑕疵ということにならないかという、議員がご心配していただきまして、そのようなことも言われましたので、県のほうに確認しましたところ、上三川地域につきましては、豪雪地帯とは認定されないと。東北地方のように、毎年のように何十センチという雪が降る地域の場合は、落雪に対する備えをする必要があるということで、当然、設計上、求められる落雪対策も違ってくると。上三川の場合ですと、それほどの雪が降るわけではないので、設計上、そういう

ものを求められることはないという見解をいただきました。

それでは、全て、そういう落雪があった場合に町として瑕疵がないのかというお話になりますと、事前にそういう構築物から雪が落ちそうで危険だという情報がありながら放置した場合には、町の瑕疵がとられる場合があるというご指摘を受けました。今回の場合ですと、町のほうも初めてのことであったので、そういう備えがなかったというのをございますが、事前にそういう情報もなかったので、町としては、正直、その通報を受けるまで、そういうことが起きるといふ想定がなかったというのが実情でございます。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 これからは、ご多分に漏れず、異常気象ということで、いつ、どんな台風が来るか、どんな雨が降るか、どんな雪が降るかということは常に想定していなくちゃならないんじゃないかと思えます。

それで、電光掲示板のあそこを通ってみるとわかるように、幅60センチから70センチあると、当然この上に雪が降るといふことは想定されると思えます。想定されなかったというよりも、安易に気がつかなかったというふうなだけじゃないかと思うんですけど、その辺、反省する点はありますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい、議員がおっしゃるとおり、想定しなかったというのは、私どもとしても迂闊だったかと思うんですが、今までそれほど雪による事故等がございましたので、今後はこれを機会に、大雪等があった場合には注意していきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 本郷小学校の体育館への渡り廊下、この地域は豪雪地帯じゃないと、だからそれは事故があっても今後、この間のような雪の程度、あるいはそれ以上に降った場合でも町は賠償責任は追わないんだよと、人が怪我しても、車のフロントガラスが割れても、ボンネットがへこんでも、渡り廊下から落ちてきた雪に対しては、町は損害賠償責任はないんだよというふうな認識でいてよろしいんですか、私が理解して。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 大雪が降って、町のほうが対策をとる前、例えば、大雪が降雪中ですね、そういう状況で町のほうがまだ認識して、一般常識として認識する前であれば瑕疵はないと言えるわけですが、実際に大雪が降った後、何日かたって降雪しそうですよという情報が一般の方から寄せられた場合には、当然、町がその情報を知っていたことになりますので、町の瑕疵が発生する可能性がありといふ見解を弁護士さんのほうからいただいております。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 それでは、1つには、電光掲示板から今後、雪が降って凍った氷雪が落ちたとき、フロントガラス、あるいはボンネットが割れたというときには、これからは補償するといふことでよろしいですか。もう、そういう認識は今回で持ったわけですから。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 私どもとしましては、今後、雪、大雪が降った場合には、そういうところ

のチェック体制をとる必要があるという認識でございます。実際の賠償云々につきましては、そのとき、保険会社、また弁護士等と協議しまして、町が賠償する必要があるということであれば賠償しますし、町に瑕疵がないという見解になれば賠償はしないということになるかと思っております。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 でも、実際、電光掲示板の上から雪が落っこちてきた、車のフロントガラスが割れたというのは、もう認識しているわけですよ、そういう可能性がある。そうした中で、雪が降っているときに、雪下ろしをするような義務が発生してくるんじゃないかと思います。その辺のところの管理。総務課に行っても言ったんですけども、あ、雪が降ってきた、これは明日、凍っちゃだめだ、あそこは雪が積もる、除雪しなくちゃならない、凍結剤をまいておいたほうがいいということで、建設課は、日常管理の道路を、事故を最小限に防ぐために融雪剤をまいているわけなんです。「何で下ばかりしか見ないで上を見ねえんだ。ここには上に構造物があつと。公共施設の」、というふうに職員に話した経緯がございます。これからは、雪下ろしをするということによろしいですね。俺はやつといたほうがいいと思います。言い逃れできなくなっちゃいますから。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。雪下ろし作業、北国では事故もございますので、状況によって考えさせていただきたいと思います。当然、落雪につながるような積雪があれば、そういうことも考えざるを得ないだろうと考えております。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 これからは異常気象ということで、先ほども言いましたけども、どんな雪が積もるかわかりません。今回、日本海側、あるいは東北のほうで、例年に見ない、今までの記録を超えるような雪が、一晩で4メートルも5メートルも積もったというふうな経緯がございます。それらを想定しておく必要があるんじゃないかと思います。そして、私は、その落雪事故を聞いてから、上三川町にもこういった構造物がほかにあるのか、ないのかということで、やはり、町内を歩いてきました。そうしたら、ちょうど本郷小学校の渡り廊下、あそこにも行きましたけども、雪解けの一部が雨どいの下の方にぶら下がっていたという経緯がございます。特にあそこは、東側が屋敷林のため日陰になっています。

それで、提案なんですけども、こういった事故が起きて人が傷ついた、あるいは、車のフロントガラスが割れて、高級車であれば15万円ぐらいがかかる、ボンネットを板金すれば20万円ぐらいかかる。こういうようなことが起こり得るというふうな可能性を含めて、私は、安全対策に雪どめでもやつといたほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺のところはどう思いますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまの助言ありがとうございます。私どものほうとしましても、弁護士の見解として、ここは豪雪地帯ではないので特別な措置は必要ないというお言葉はいただいておりますが、ただ、議員がご指摘のような事故があり得ないということは誰も断言できませんので、有効な対策等をとる必要があるかどうか、今後、県等との意見を聞きながら、専門家の意見を聞きながら対策等を考えていきたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 昔を思い出しますけどもが、私が小中学校のころなんですけどもが、雪が降って、それが溶け出して、家の軒下に約30センチ、あるいは20センチの垂直にとがったつららができていたんですよ。うちの親父なんかは、玄関の出入り口を竹ざおで、そのつららを払って、少なくとも、通りの多い家の玄関はつららを払っておいたほうが、頭上から落ちてくると、ややもすると頭に突き刺さるというようなことで安全対策はとってました。そういったつららが、これから先も、それなりの雪が降る、あるいは、そんな雪でもないというときでも、天気が悪いと、溶け出して、どんどんその本郷小学校の渡り廊下もつららができる状況というのは、できる可能性は十二分にあると思います。そういった部分、つららができた場合、そういった部分も考えると、やはり、自然災害だからといって被害者に泣き寝入りをさせる前に、自分らで頭上に、道路上に設置した構造物なんですから、そこら辺の安全対策は、豪雪地帯じゃないからといってやらないんじゃないかと、やっておく必要が私はあると思います。その辺のところ、観点からどうですか、町長に伺います。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 今、総務課長が申し上げましたとおり、今後の対応につきましては、よく検討していきたいというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私の知り合いのように、多分、フロントガラス、10万ぐらいかけて直したんでしょうけどもが、そういうふうな本人に対してつらい思いをさせないように、私がここでも例を挙げながら質問していることをいい教訓として、雪どめはそんなにかからないと思うんですよ。その対策を、ぜひやってもらいたいと思います。通常、町が用地買収で、当時、体育館を建てるときに努力していれば、ああいうふうな渡り廊下はあえてつくらなくて済んで、体育館のほうに移動できたというふうに考えてます。そういった、なくてもいいようなものをつくったということで、町もその辺のところの構造物の管理というものをしっかりしていただきたいなというふうに思ってます。

それで、どこの弁護士に聞いたのかわかりませんが、それは、加害者の方が相談した弁護士から責任は町にはないというふうに答えたのかなと思いますけどもが、通常は弁護士同士の闘い、被害者と加害者の弁護士同士の闘いになるかと思うんです。あえて、それでらちがつかなければ調停ということになると思うんですけどもが、ちょっと私が調べた中では、「屋根からの落雪で通行人がけがしたならば、建物の持ち主の責任はどうなる？」という問いに対して、ある弁護士のネット上の記載ですが、「建物の所有者または管理者には、建物の安全性を確保する義務があり、これは、落雪で物や人に損害を与えないことも含まれます。屋根から雪が落ちて建物が壊れたり通行人に怪我をさせた場合、家主は損害を賠償しなければなりません」という弁護士がいます。これは管理瑕疵も含めての話ですけどもがね。自分の家から落ちた雪で誰かに被害が生じた場合には、基本的に賠償責任が生じると考えていいようだと。それでは、どこまで対策していればいいかと。安全性を確保したと言えるだろうかと。落雪防止をとっていれば、それだけで責任を免れるというものでもありませんというようなことです。

そして、ほかの弁護士は、「公共施設などで、たとえ敷地内でも、誰もがその周辺に容易に近づくことができる場合、落雪の危険が予想される場合は、立ち入りを禁止するなどの措置を講ずるべきです」

というふうを書いてあります。「道路に落ちた雪が通行の妨げになったり、第三者に怪我をさせる可能性がある場合は、事前にその危険性を取り除くことが持ち主の務めです」と。多分この弁護士は、被害者の立場に立って、こういった見解を示していると思います。

役場が相談した弁護士は、加害者である役場の立場に立って、そういった答えを返してきたんだと思います。ということは、結果的には、被害者と加害者の弁護士同士で訴訟になる問題であるということで、一方的に町は自然災害だからということで対策を講じなくてもいいんだというんじゃなくて、ぜひとも、この渡り廊下の下は通行人、あるいは、交通量が多いものですから、ぜひともその安全対策は前向きに検討して講じていただきたいと思います。

それと、先ほどの富士山運動公園での水死事故でございますけどもが、損害賠償を払ったかどうかはクエスチョンだったというふうに思いますけどもが、町では見舞金を支払ったという経緯が残されているということです。そして、上三川町の町長交際費の支出及び公表に関する基準の中で、第2条第4項、あつ、1項から読み上げていきますか。第1項では、慶祝です。それと会費、3項では香料、4項では見舞金、5項では協賛料、6ではその他となっておりますが、4項では見舞金の中で、事故、災害等の見舞いに係る経費とするということでございますが、ここでうたっている事故というものには、今回のフロントガラス、割れたのは該当するのかどうか、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 議員ご指摘のとおり、町では、災害被災者見舞金交付基準というものを定めておまして、それに基づいて見舞金を出している経過がございます。その交付基準の第2条で災害の範囲と定めてございます。「前条の規定により援助を行う災害の範囲は、火災、地震、洪水、風雨害、土砂の埋没等による災害により、住宅に被害を受けた世帯であつて、次の区分による」と。基本的には、住宅の消失、もしくは被害者の人命にかかわる場合という、かなり重い災害に対しての見舞金という基準になってございます。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 今、総務課長が言った見舞金は、町長交際費の中で書いてある事故見舞金とはまた別な法律、規則ですよ。今、総務課長が読み上げた見舞金から、壬生町や、この間の竜巻の芳賀郡のほうへ行ったとき支払った見舞金の条文じゃないですか。私が言っているのは、町長の交際費の中の事故見舞金のことです。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 議員ご指摘のとおり、町長交際費で出しております見舞金としましては、今、私のほうで回答しました、重篤な災害に対する見舞金と、対外的な交際として出す見舞金と2種類あるかと考えております。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 じゃあ、町長交際費にうたつてある見舞金、細かく言えば、見舞金規則として1万円を限度に相当と認められる額、ただし、事故や災害等の内容を考慮し、この額により難しい場合は社会通念上、妥当と認められる範囲の額ということで、町長交際費の見舞金、この事故というのはどういう取り扱いをしているわけですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいま、私の頭の中で、具体的にどのようなというのは出てこないんですが、基本的には、その都度、関係者協議の上、見舞金を出すかどうか決定しているということになります。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 日常的に扱っているこの町長見舞金の条項の見舞金がよく理解できないというのは、私はちょっと認識不足だと思うんですが、私の理解で言えば、損害賠償も出ない、しかし、町としては気の毒なことをさせてしまった、原因は公共物だ、それじゃあ、せいぜい、この1万円という範囲の中での見舞金、あるいは、これじゃあちょっと足りないんじゃないかというときには、協議して2万円、3万円というふうに出すのが、今回のフロントガラスが割れたような事案のときの見舞金というふうに私は理解しています。

それと、富士山運動公園の事故で、町は管理瑕疵がなかった、そこで水死事故が起こった、そこで見舞金を出した、これも同じ町長交際費と言いましたけどもが、ここでも当時、町長交際費で出しているわけなんですよ。出ないわけではないと思うんですけどもが、これは前向きに検討してくれますか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 議員ご指摘の点は理解しました。そういう意味では、私どもとしましては、過去の事例とバランスをとりながら再検討したいと思います。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 多分ね、過去の事例といっても、町長見舞金の事故というのは、多分ないと思いますよ、富士山運動公園の事案しか。事案を見ながら検討するといっても、これ、ほかの事案と比べながら検討するといっても検討しようがないと思うんですよ、過去に1件しかないんですから。私は当然、これは、例えば、私の家から隣の家に雪が落ちましたよと。隣の人が損害賠償してくださいと、いや、これは自然災害なんだから、私は賠償する責任はないと。でも、申しわけなかったということで見舞金として菓子折り、あるいは見舞金として四、五万、持っていくというのは、隣近所の間ではあるわけですよ。それも、今回の事案に、行政としては、そういった考えで当てはまらないかなということなんです。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい、私のほうで、過去の事案とバランスをとるといというのは、何も事故といというのは今回の事故だけに限らず、賠償金が発生した事故でも、例えば、道路の瑕疵で賠償金を払ったというような事案もございます。また、先ほど説明しました、上三川町災害被災者見舞金交付基準で言いますと、実際にどのような方に対して町が見舞金を出しているかということをご説明しますと、住宅の全焼、全壊、流出した世帯に対して1人から3人の世帯までに対して5万円、半壊、半焼の場合には2万円というような基準でございます。当然、こういう基準からしますと、今回の事故というものを、どの程度のものとして評価するのか、それは、過去の事例とバランスをとる必要があるのではないかと考えております。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】　じゃあ、金額はいずれにしても、おおむね出すことになるというふうなことで検討してもらおうということで理解してよろしいですか。

○議長【田村　稔君】　総務課長。

○総務課長【田中文雄君】　検討するイコール出すということではございません。あくまでも、1つの事例として、今後のことも含めまして、そういうものを見舞金制度の中に入れるかも含めて検討するというところでございます。

○議長【田村　稔君】　6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】　じゃあ、総務課長が思っている、その見舞金の中の事故っていうのは、どういうふうに理解してるんですか、先ほども聞きましたけども。

○議長【田村　稔君】　総務課長。

○総務課長【田中文雄君】　私が言った事故、ちょっと私のほうも理解があれなんですけど、基本的に言えば、今回のことをですね、そういう今までになかったものが発生したということは、新たな案件として、今までの基準と照らし合わせて今後のバランスを考えるとということでございます。

○議長【田村　稔君】　6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】　町長交際費による見舞金事故っていうのは、過去の事例というのではないと思うんですよ、富士山運動公園の案件しか。だから検討しようがないと思うんです。私が思うのは、ここの町長交際費で書いてある見舞金の中の事故っていうのは、まさしく今回の事案のようなときに、町としても気の毒だ、相手に対して賠償責任はないけど、このまま黙っていられないだろうと。それじゃあ、見舞金ということで、事故見舞金ということで出しといたほうがいだろうというふうに私は理解してるんですよ。こういった事案以外に出せるあれはないと思いますよ、今回、出しとかなないと。

○議長【田村　稔君】　総務課長。

○総務課長【田中文雄君】　議員のおっしゃることもわかりますが、私どもとしましては、今後のことも含めまして、出す、出さない、またはどの程度の額を出すのかというのは今後に影響することですので、十分な検討が必要かと思っております。

○議長【田村　稔君】　6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】　それでは、まあ、普通乗用車、あるいは軽トラック、フロントガラスといえども、8万、10万、高級車であれば15万、20万とかかる、そういった被害を講じてる、それも、ましてや、町が設置した構造物から落雪した。町は、そこから雪が落ちることを想定されたとは思いますが、想定しなかった、で、こんな事故が起きたということ、この辺のところもよく鑑みて、ぜひとも前向きに出せるような方向で検討していただきたいなと思います。

それと、言葉の先のせいじゃないですけども、異常気象の中でどんな降雪があるかもわからないと。本郷小学校の渡り廊下はそれほどの勾配じゃないから大丈夫だろうと。雪は落下しないけども、天気によってはつららができるというようなことも想定して、ぜひとも、安全対策を講じて、泣き寝入りする人ができないような公共物の安全な管理を行っていただければというふうに思います。

以上で1点目は終わります。

次に、2点目、学校給食の地産地消の取り組みについて。昨今の野菜高騰時期における学校給食の地

産地消の取り組みはどのように対応しているのかについて、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

栃木県では、第3期栃木県食育推進計画「とちぎ食育元気プラン2020」において、学校給食における地場産食材数の活用割合の平成32年度目標値を50%に設定し、栃木の地産地消の推進を図っているところでございます。

町給食センターにおきましても、給食食材の購入先の一つであります町商工会の会員で組織する学校給食物資納入組合に依頼し、町内産の野菜を、町内産の確保が難しい場合は県内産を優先的に納入していただけるようお願いしているところでございます。しかしながら、給食食材の購入につきましては、限られた予算内での対応となりますので、市場の価格動向等も考慮しながら、地場産食材の購入に努めているところでございます。

議員ご質問の、このところの野菜高騰に関しましては、全国的に起きている状況であり、限られた給食予算の中で生鮮野菜を積極的に利用することが困難であったことから、献立メニューを工夫するとともに、生鮮野菜を、より安価で購入できる冷凍処理された野菜の利用等により、一時的な対応をしているところでございます。

地元の食材を取り入れることにより地域の特産物を知り、伝統文化を味わい、地域の愛着につながるものではないかと考えます。今後も引き続き、地産地消の取り組みを行っていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 近年、野菜の乱高騰が出てくるような気がします。というのは、先ほどの異常気象じゃないですけども、異常気象によって各地で被害が起き、農産物の生産量が激減するということは、これからは往々にして推測されることだと思います。時間もあまりないのであれですけども、学校給食費の予算っていうのは、今、賄い食材、六百四、五十万という範囲の中で、ここ近年、出してますけども、予算っていうのは、実施計画書で8月に組むんですよね。それで、10月に企画との予算ヒアリングをやって、12月にほぼ固まり、3月に議会で承認され、それが執行されるのが4月1日からということ、予算積算から執行されるまで、8、9、10、11、12、1、2、3、約8カ月間の間があるんですよ。この間で、野菜の値動きが激しかったり何かするわけなんです。予算を組んで8カ月経過して4月1日から向こう12カ月まで、その賄い材料費の予算でやっていくということなんです。こういった野菜の乱高騰があつて、高騰した場合は、学校給食の食材を地産地消は減らす云々というんじゃないくて、地産地消は目的どおり食育としてとり行って、野菜が上がった部分だけを、当初予算プラス補正ということで今後、対応しながら地産地消の推進を全うしていく考えはないか、教育長にお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 地産地消につきましては、今後も継続して推進していきたいと考えておるところでございますけども、野菜等の高騰、物資の高騰に伴いましては、それらを献立の変更、あるいは



物資の供給先を探したりというようなことで努力をした上で、さらに給食の供給が厳しいときには、そのようなことも一つとしては考えられるかと思いますが、まずは給食センターでは、そのような努力を、まず、していくというようなことを基本にして進めているところでございます。

○議長【田村 稔君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 まあ、目標とする食育教育、中でも地産地消、こういったものを全うするために、年間のうち、若干の補正予算のプラスは、私はやむを得ないんじゃないかと思います。8カ月前に予算を組んで、4月にそれを執行、向こう12月までなんですから、こういった物価の乱高騰は出てくると思います。ちょっとした予算でしっかりとした地産地消の食育教育をやってもらいたいと思います。

ちなみに、上三川、先ほど言ったように、六百四、五十万の賄い材料費ということで出してますけどもが、大田原市では、平成24年の10月から、約5,500名の生徒、これに対して2億7,000万円の学校給食費を費やして、給食の無償化というものをやって、食育ということをやっていますので、町でも、食育を推進するためには、食育推進のための予算というものを特別につくらなくて食育、食育と言っている、ちょっと無理があるんじゃないかと思います。

まあ、今回のようなことで全国の学校給食担当者は、かなり頭を悩ませてるというようなこと。2016年あたりの年だと思うんですけど、三重県の鈴鹿市は学校給食を2日間休んだというふうな事例も出てございます。まあ、しっかりした食育教育の中で子どもを養って成長してもらうというためには、食育のために、こういった野菜の乱高騰、賄い費の乱高騰があった場合には補正予算で対応して、真っ当な食育教育ということで、これから進んでいっていただければなということで、私の質問を閉めたいと思います。

---

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時34分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【田村 稔君】 6番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、3番・海老原友子君の発言を許します。3番、海老原友子君。

(3番 海老原友子君 登壇)

○3番【海老原友子君】 議長からの発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、私から3点の質問をさせていただきます。

第2回の一般質問も私が最後となりましたので、お疲れと思いますが、もう少し、少々おつき合いいただければと思います。

私のほうからは3点、子育て支援、結婚支援、マイナポータルについての3点をお伺いしたいと思います。

まず、1番の子育て支援ですが、以前にも産後うつについて質問したことがあると思いますが、今

回、1月5日付の下野新聞の記事の中に、「産後1カ月重点支援」ということで、福田知事の知事表明がありました。それを受けてですね、まず、子育て支援について3点、お伺いします。

1、知事が新春の記者会見で、「頑張るママ応援パスポート事業」を2018年度中に市町と共同で構築する方針を明らかにした。この事業に対して町はどのように考えているか。

2、1の事業では、産後1カ月以内の母子に対する対策に重点を置くとされているが、そのために町では助産師を職員として採用する考えはあるか。

3、平成30年度からの新事業である新生児の誕生祝いとしてのベビーギフト事業を、今後どのように子育て支援につなげていくのか。また、平成29年3月議会において私が質問したベビー券との関連はあるかの3つを、まず質問したいと思います。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

知事の会見によりますと、「頑張るママ応援パスポート事業」は、母親が子育てを応援されていると実感できる仕組みの構築を、県と県内市町で協力し、検討していこうというものでございます。この事業では、産後うつ予防や新生児の虐待防止の観点から、特に産後1カ月の時期を重視して支援していく方針が示されておりますが、この取り組みは、本町の第7次総合計画にも掲げている、子育て支援の充実を達成するために必要なものであると考えております。

本町の子育て支援策といたしましては、平成30年4月に妊娠・出産・子育て期に関する相談に応じ支援を行う、子育て世代包括支援センターの開設を予定しております。本町の子育て世代包括支援センターは、妊娠期から就学前までのお子様を対象とし、特に産前産後に重点を置いて切れ目のない支援を実現することを目指すものでございます。今後も県や県内市町などと協力しながら、子育て支援の充実に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

現在、母子保健事業を実施するため、8名の助産師を臨時職員として任用しております。新生児訪問や乳幼児健診などがその主な業務となります。また、先ほど1点目のご質問でお答えいたしました、平成30年4月から子育て世代包括支援センターの開設を予定しており、当該センター事業を運営するため、新たに1名の助産師を保健福祉業務嘱託員として任用する予定としております。

妊娠から出産、子育て期の一貫した支援に対しては、保健師が包括してその役割を担い、それを嘱託員等の助産師が補完する体制となります。この体制の中で各種事業を推進していく考えでおりますので、現在のところ、正規職員としての助産師採用の考えはございません。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

平成30年度から実施を予定しておりますベビーギフト事業でございますが、次代を担う子どもの誕生を祝福するとともに、子育てに喜びを感じ、愛情豊かな家族の絆を育むことを応援する目的として、誕生祝い品を贈呈する事業で、子育てを頑張るお母さんやお父さんを対象としております。子どもの成長を思い描き、子育てに前向きな気持ちを持つことにより、育児ノイローゼの予防、乳幼児への虐待防止の一助となるよう願ひを込め、子どもを優しく抱きしめる「ハグ」と、愛情を持って子どもを育む

「はぐ」の意味から、通称名を「ハグ・はぐ かみのかわ」とし、今後PRに努めてまいります。

この事業は、以前、議会の場におきまして、海老原議員を含め何人かの議員からいただきました子育て支援施策に対するご意見、ご提案を参考に、新たな子育て支援策を検討した中で、経済的な負担軽減ということよりも、子育て中のお母さんやお父さんを応援したいという思いから発案した事業でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 ほんとうに産後1カ月っていうのは、1番と2番は関連しているので、そこでちょっとお聞きしたいんですが、嘱託で保健師を置いて、正規ではないという形ですけども、その嘱託というのは時間的に決まりが、朝から夜までというか、その時間に制限はあるんですか、その辺をお知らせください。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

嘱託職員ということで短時間にはなっております。ただ、平日、週5日間、今の予定では、9時から4時ということで短時間の勤務になりますが、平日、毎日勤務ということで予定しております。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 出産してから1カ月のお母さんというのは、ホルモンバランスもとても悪いですし、自分の体がまだ正常に戻ってない時点で母親になるということなんですね。そうすると、もう母親になると、もう母親だからというふうな感じになってしまって、赤ちゃんが0歳ならば、本来ならばお母さんも0歳でいいわけなのに、それは、そうじゃなくて、お母さんはもう、あなたは何でもできるでしょ、みたいな、そういう捉え方をしてしまうというところがあるんですね。1カ月の間に、やっぱり、1カ月健診まで結構、子どもが育たなかったり、何で泣いているのかわからないとか、ミルクを飲まないとか、ミルクの飲ませ方がわからないとか、自分の体がまだ正常じゃないのに、次から次といろんなことが出てくる。そういうときに、やはり、保健師よりも助産師のほうが、どうしてもその対応ができると思うんですね。

例えば、保健師だと、その母乳マッサージとか、そういうのはなかなか難しいところを、助産師だとそういうこともできる。それから、ホルモンの関係も、保健師はそれなりの勉強はしているけれども、やはり、出産とかを経験している助産師のほうが、1カ月に限ってですけど、1カ月の間はやっぱり助産師のほうが相談に乗ってもらいやすいんじゃないかなというふうに私は思いますので、4月からスタートすることなので、しばらくの間は様子を見ていただいて、包括ケアシステムができるということなので、それも前に質問したと思うんですが、「日本版ネウボラ」ということで、切れ目ない支援ということでやっていただけたらと思うので、もし、それをやってみて、やはり助産師が必要だとなった場合は、正規職員ということで、保健師だけでなく助産師もそこにいるんだということが、ほんとうに大切じゃないかなというふうに思いますので、その辺、町長、これから先、それをやった上で、そういうふうに、助産師も置く考えというか、そういうのは頭の隅に置いておいていただけるかどうか、その辺を伺います。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 とりあえず4月から、この事業をスタートさせていただきます。その結果についてよく検証しながらですね、今後の対応は、その上で決めていきたいというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 ほかの市町村から比べて、ほんとうに、その助産師がいるとかというのは、とても進んでいるというか、よいことだと思いますので、ぜひ、ぜひ、それはこれから進めていっていただきたいなというふうに思います。

それで、3番目の、この「ハグ・はぐ かみのかわ」名前もいいですね。「ハグ・はぐ かみのかわ」の応援事業なんですけど、これは、どのような形で進めていくんですかね。例えば、そのやり方ですね、それはどのようなものか、お知らせください。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 新事業につきましては、4月1日から実施の方向で動いております。やり方ということでございますが、4月1日以降、お生まれになった方たちのお父さん、もしくはお母さんが出生届のほうを上三川町役場のほうにお出しになるかと、ほとんどの方がそうかと思っております。そこで、届け出を出された際にですね、私どものほうでご用意したベビーギフトのカタログをその場でお渡しして、そのベビーギフトカタログの中にははがきが入っております。そのはがきはですね、カタログの中から好きなものをお選びいただいて、そこのはがきに記入していただいて事業者のほうにお送りしていただく。そうしますと、事業者のほうからお選びいただいた品物をご自宅のほうに届くというような、そういう形になっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 よく、結婚式の引き出物についてくるような形の感じというふうに想像すればよろしいということですかね。そうすると、その品物の事業者ですか、それはどこの、上三川内の事業所とか、そういうのは決まりがあるんですか。その辺、伺います。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 その委託先の事業者でございますが、予算の可決をいただいた後、見積もりのほうを徴取しまして、事業者のほうは決定していきたいというふうに考えております。

その事業所につきましては、上三川町の指名参加願のほうの手続き等も踏まえた事業所が選考されるというようなことで考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 予算が通ってからこれから決めるということですので、私が質問したときは、やっぱり、そのベビー券で、上三川の中で流れるようにというふうな思いもありましたので、その辺のことをよく考えていただいて選考していただければありがたいなと思います。ぜひぜひ、この「ハグ・はぐ かみのかわ」、大成功していただきたいなと思いますので、私もとても期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、結婚支援に移ります。

まず、質問に入る前に、以前質問したものなのですが、結婚記念証というものができ、下の1階のところに結婚をした人が写真を撮れる、すてきな、何というんですかね、パネルじゃなくて、何というんですか、ブース、何かすごいすてきなのができてほんとうに、これから結婚をして幸せになる人たちにはとてもいいものだなというふうに、これはほんとうにありがたいなというふうなこと、まずはお礼を申し上げたいと思います。

そして、結婚支援につきまして、3点ほど質問させていただきます。

下野市、上三川町、壬生町の連携事業である「連携婚活バスツアー」の趣旨、目的及び事業実績、参加人数、追跡調査等はどうのようなものがあるのかを、まず伺います。

次、2、町単独で結婚支援事業を行う考えはあるか。

3、新婚生活を応援する国の助成制度である結婚新生活支援事業補助金を活用する考えはあるかを伺います。答弁願います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

本事業は、上三川町、下野市、壬生町の、整った医療環境や豊かな自然環境といった共通する魅力を、それぞれの市町でPRするのではなく、1市2町が連携してPRすることにより、さらなる知名度向上や魅力発信を図り、地方創生の基本目標の一つでございます、「首都圏から地方へ新しい人の流れをつくる」ことを目的として実施している事業でございます。

事業実績としましては、平成28年度から計6回開催し、男性102名、女性102名の参加で、カップリング成立数は37組でございます。その後の追跡調査ですが、プライバシーに関することですので、今年度から事前に了承をいただけた方のみ追跡調査を行っております。また、本事業は、栃木県がまち未来創造事業に認定されておりますので、県からの交付金が平成30年度までいただける予定です。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

町が主体となって行っているものはございませんが、町内で行われているものは、商工会の青年部が実施しております「出会いのレシピ」と、かみスポクラブが実施しております「スポーツ婚活」がございます。また、栃木県が運営するとちぎ結婚支援センターへの負担金支出や、とちぎ未来クラブなどをご案内するという形での結婚支援を行っております。

今後は、平成30年度まで県の交付金をいただきながら実施し、効果を踏まえて、その後の実施方法等を検討していきたいと考えております。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

結婚新生活支援事業費補助金は、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートに係る新居の家賃や引っ越し費用等を支援する地方自治体を対象に、国が支援額の一部を補助するものでございます。栃木県内におきましても、補助金を活用した結婚に伴う新生活の経済的支援を実施している自治体もございます。本町におきましても、補助金の活用について検討を進め

てまいりましたが、実施するには至りませんでした。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 バスツアーのほうですが、計6回やっていて、102名、102名で、37組がカップリングができたという話ですが、その問題点や今後の取り組みとか、人選はどのようにしているのかとか、応募人数とか、3町でどんなことが問題点だったのかとか、これからどうしていくのかとか、今後も続けていくのかという話し合いはあったのでしょうか。その辺を答弁願います。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 まず、概要でございますが、募集の方法につきましては、1市2町にお住まいになっています20歳から45歳の男性の方を募集してございます。フェイスブック等の広告で、期間を約1カ月間持ちまして、今回実施してございます。また、町のほうの広報紙、これらを活用しまして、8月号、9月号、11月号において募集をかけたということでございます。あとは、エフエム栃木の「RADIO BERRY」等を利用して、また、町のホームページ等で周知のほうをかけてございます。

それと、何名出席したかは先ほど町長のほうからありましたが、改善点ですね。今後どんなところを、皆さんの意見の中でどんなところを改善していくのかということ、まず、カップリングの率を上げたいということがありますので、男性向けの、これ、集まっていたときにですね、婚活のセミナー、これを外部の講師を呼んで、今年度からちょっと実施してございます。また、28年度の反省点としましては、幾つかの施設を回る時間ですね、これがきつきつであったということもございまして、余裕を持ってそういったものを設定したい。また、流れ的にスムーズに進行して、参加者がですね、婚活のほうに集中できるような対応をとっていければということでございます。

それと、今後も継続していくのかどうかということでございますが、先ほど町長のほうから答弁があったかと思いますが、まあ、30年度までは県のほうで、先ほど、県の補助をいただいています、事業費については2分の1、3市町とも事業費の2分の1は県の補助を活用させていただきまして実施している事業でございます。今後につきましては、先ほど町長のほうからも答弁がありましたが、その効果ですね、この辺もまた検証した中で、実施の可能性については、実施していくかどうかについては考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 募集をしているのが20歳から45歳までの方を募集しているということですが、女性も20歳から45歳まででよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 このカップリングの婚活事業につきましては、女性につきましては首都圏にお住まいの方、こちらの方をバスに乗っていただきまして、まず、先ほど、趣旨のほうで町長のほうから答弁があったかと思うんですが、まずは、それぞれのですね、市町でおののいろいろ、こういった町の魅力をPRするんじゃなくて、1市2町が連携しまして、連携事業として取り組んでいるわけな

んですが、連携することによりまして知名度の向上、また魅力の発信を図りまして、地方創生の目標の一つでございますが、首都圏のほうから地方へ新しい人の流れをつくる、こういうことを目的に実施しているものでございます。東京からですね、やはり、募集をかけまして、東京近郊にお住まいの方をターゲットにして来ていただいているということでございます。

ただ、年齢なんです、女性のほうも、多分、この年齢かとは思いますが、ちょっと今、資料が、女性についてはちょっと年齢のほうの資料がないもんですから、多分同じ年齢の規定でやっているかと思っておりますが、申しわけありません。ちょっと手持ち資料がないので、後ほど答弁させていただければと思います。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 今のお話ですと、地方創生を目的としているというお話もあり、3市町が一体になって地方創生を目的とした婚活バスツアー。地方創生なのか、結婚を目的としているのかというところの重点というのは、どっち、結婚して、その人たちが地方にすれば地方創生にはなると思うんですけども、そのバランスですね、バランスはどのような形なんですか。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 まず最初に、先ほど答弁が漏れました年齢のほうでございますが、女性につきましても20歳から45歳の方を募集してございます。

それと、どっち側のウエートが大きいのかということでございますが、一応、この趣旨としましては、地方創生に絡めた中で、補助金のほうもいただきながらですね、まずは、首都圏にお住まいの女性の方に、この1市2町を見ていただいて、自然のよさであるとか、住環境ですね、このよさ、それと、いろいろなイベントなんかも行った中で、まず、よさを知っていただきたい。それにあわせて、町のほうに定住促進ですね、定住していただくように、婚活という手法も使いまして、結局は、地元にお住まいの男性の方との出会いの場をつくっていくと。カップリングできれば、最終的には定住にもつながるんじゃないかという目的で実施している事業でございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 ほんとうにカップリングできれば、ほんとうにすばらしいことだと思いますが、東京のほうから女性が来ていただいて、上三川はとてもしみやすいところですけども、なかなか定住が来るかなというふうなことを考えたときに、なかなか難しいところもあるんじゃないかなというふうな感じでは思うんですね。今、30年度まで県の補助をいただいているということなんです、町としても税金を出しているわけですね、県が全額ではないので。そうすると、やっぱり、その人たちがどういうふうになっているかというのは、追跡調査は絶対必要だと思うんですね。それを今後やっていただけるということですが、30年以降続けるかどうか、まだわからないということですね。そうなった場合に、この37組の人たちが、ほんとに1組でも結婚できたらすばらしいことだと思うので、やっぱりそこを、追跡調査ではないけれども、応援という形で、何とかカップリングができるような形をとっていただきたいと思いますというふうに思います。

下野新聞に、ずっと男性版、女性版で、「未婚予想図」というコラムみたいなのがずっと出ていたん

ですけど、自然と結婚とはできるものだというふうに思っていたけれども、あつという間に30、40になってしまふって。その理由は何かという、経済的なものもあるし、わりと、どちらかという、男性のほうがロマンティストで、女性のほうが現実的というような感じもあるんですね。仕事が忙しいとか、やっぱり、考え方の違いとか、そういうのもあって、なかなか結婚までに進まないというふうなところで、こういうことはとてもいいことだと思うので、やっぱり追跡調査をしていく必要は、プライベートなことだけでも、やっぱり町で応援していることなので、それは、そういうところに来る人は、「プライバシーだから入ってこないで」というふうな感じもあるとは思いますが、応援をするという形で、今後もそういうのは続けていっていただけたらなというふうに私は思います。

やっぱり、今、栃木県に限ってなんですけれども、15年度の国勢調査ですら、30歳から40歳の未婚の男性、未婚者の中で男性が女性を上回るのが36%、女性1人に対して男性が1.6人、だから、1人に対して男性が約2人という感じなんですけれども、そういう中で、あと、環境もありますね。やっぱり、どちらかという、上三川というところは男性が働く場所がとて多いところで、上三川にすると、もうちょっと1.6より上かもしれない、男性のほうが多いかもしれないという中で、こういうことはとても、とてもいいことだと思うので、あと、町独自でもそういうのをやっていったらいいんじゃないかなって思うんですね。

例えば、上三川と友好都市を結んでいる大洗と一緒にやってみるとか、それから、防災の災害協定と一緒に結んでいる埼玉県三芳町とかと連携をとってみるとか、町独自でそういうことをやっていくのもどうかなというふうに思いますが、町長、その辺、どう思いますか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど答弁で申し上げましたとおり、上三川町では、ここ長い間、商工会青年部がですね、出会いのレシピというふうなことでやっていただいています。非常に評価が高くて、参加者から評価を得ている、その運営がすばらしいとかって評価を受けていると伺っております。私が青年部時代のころからやっていますので、もう相当な年月を進めて、そこで実際にご結婚していただいた方もいます。町がやるといってもですね、なかなか、例えば、町の職員がそういったノウハウを持っているわけではありません。ただ、業者に委託するだけでいいのかということもあります。業者が評価してくれて、その青年部なんかが、もう長年築き上げた実績もありますので、そういった意味で、結婚支援はこれからもしていきたいというふうに思います。内容については、また検討させていただきたいというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 今、スポーツ婚活とか、2つあると言っていました、それに対して町は補助とかはしているんですか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 ただいま例として出ましたスポーツ婚活、こちらの関係についてですが、こちらは、総合型地域スポーツクラブのかみスポクラブのほうで、独立採算制で運営しているスポーツクラブなものですから、町からの補助というのは出ておりません。ただ、町としましては、このかみスポクラブの活動に関しては、いろいろな面で援助とか協力をいただいたり、こちらも協力したりと



いう関係にはございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 商工会で実施しております出会いのレシピ、これにつきましては、産業振興課のほうにおきまして、人的支援ということで、パーティー開催時にスタッフが足りないということで、数名の応援をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 少子化対策といっても、結婚してくれるカップルがいないと子どもはなかなかできてきませんので、やはり、そういうところで、それがうまくいっているならば町も応援してあげべきだと思うんですね。それを応援して、そこで1組でも2組でもカップルができて、そこが子どもが2人できたらと、そういうふうに考えれば少子化対策にもなるので、人的数名の応援じゃなくて、もうちょっと応援してあげる、町で応援してあげる、そしてカップルをつくっていく。自然と結婚ってなかなか、できる人もいるのかもしれませんが、今、もうちょっとたったら、年ごろの人の半数が未婚になってしまうというふうな危機もありますので、ぜひ、ぜひ、その辺のところ、いろんなことに応援をしてあげるといふのを、町の体制としてやっていただけたらと思います。はい、ぜひ、ぜひよろしくお願ひいたします。結婚支援はそこで終わりにさせていただきます。

最後なんです、私自身もいまいよくわからないので、教えていただく形で今回質問させていただきますが、29年の7月1日の広報紙のほうに、「マイナポータル・子育てワンストップ」という記事が載っていました。マイナポータル・子育てワンストップというのをやりますよという形なんです、どのような形で進めていくかを、まず伺います。

1番、マイナンバーカードの申請・交付状況はどのようなものか。

2番、マイナポータル・子育てワンストップサービスの利用状況はどのようなものか。また、今後、マイナポータルをどのように展開していくかを伺います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。平成29年11月からマイナポータルによるマイナンバーカードの申請補助サービスを開始いたしました。あわせて、顔写真をパソコンの内蔵カメラを利用して、無料で撮影を行っているところでございます。マイナンバーカードの申請件数は、平成30年1月末現在、3,447件、申請率10.8%です。うち、マイナポータルによる申請件数は53件であります。マイナンバーカードの交付状況は、平成30年2月15日現在、交付件数2,779件、交付率91.7%でございます。未交付250件に関しましては、受領の勧奨通知を随時発送しているところでございます。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

子育てワンストップサービスは、マイナポータルを通じ、児童手当、保育、母子保健、ひとり親支援

の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請を可能とするサービスです。現在は、自分にぴったりのサービスを検索できるサービス検索機能が利用可能となっており、子育てサービスの一部について、自宅のパソコン等から手続きの申請ができる電子申請機能や、忘れてしまいがちな手続きのお知らせ機能については、順次サービスが提供される予定です。サービス検索機能につきましては、町民の皆様にご利用いただけるよう、役場福祉課窓口に専用のタブレット端末をご用意しておりますが、今のところ利用実績はございません。また、ご自宅等での利用状況を把握することができないため、個別の利用状況については不明でございます。

現在、国では、マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスの拡大を進めており、本町においても、町民の利便性や事業の効果などを検討した上で、導入するサービスを選択し、整備を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 先ほど町長からの答弁で、平成30年1月現在で3,447件、10.8%という数字をいただきました。これは、内閣府が出した書類なんですけれども、都道府県別だと、平成30年の1月9日時点で、栃木県は大体9%ぐらいなんです。そうすると、9%ぐらいですので、上三川は県の平均よりもちょっと上という感じですが、私自身もマイナンバーのカードをつくりましたけれども、実際的に何でそのマイナンバーを使ったかということ思い出すと、確定申告で1回使っただけという形で、なかなかそのマイナンバーを利用するということがないというか、まだまだ利用価値がないのかなというのが正直なところで、朝、一緒にラジオ体操をしているメンバーの方たちに、ちょっと話を聞いたら、「やっぱり、それを使っちゃうと自分のうちのことが全部わかっちゃうから嫌だよ」とか、マイナスのイメージがすごく強い。

昨日ですか、同僚議員のほうからも、一旦漏れた情報は戻らないというようなお話をしていただきましたけれども、「マイナポータルぴったりサービス」といって、子どもの、子育て支援のほうから入るということを考えたときに、そうすると栃木県は40%まで上がっているんですね。それを考えると、これは全国の子育てぴったりサービスのほうの状況なんです。上三川は、まだこれは、済みません、2018年2月9日現在ですけど、下野市、それから壬生町、野木町は結構、もうそのぴったりサービスをやっているんですね。その時点でまだ上三川はやってなかったんですけども、そのぴったりサービスは、今後、子育て支援のほうで使っていけるかどうかを伺います。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 今、議員ご質問の件につきましては、マイナポータルサービスの中の子育てワンストップサービス、そちらのぴったりサービスという名称でございますが、そちらの今後の展開でございます。先ほどの町長の答弁でありましたとおりですね、子育てワンストップサービスの中には、ご自分の子育てに関するぴったりなサービスを検索できる簡単検索機能、それから、手当の手続き、それから、保育所等の入所の申請等がオンラインでできるオンライン申請、それから、手当の手続きが間もなくまいりますというようなお知らせ機能、そちらの3つがございます。

今現在、上三川町でサービスがご利用いただけるのは、そのうちの検索機能、こちらが利用可能にな

っております。まさに、来週、週明け月曜日からなんですけれども、児童手当に関する手続き、こちらのオンライン申請が利用可能になってきます。その後、児童手当の現況届は6月に、さらに、保育所の入所手続きに関するオンライン申請につきましては、30年度の7月以降に、それから、妊娠の届け出等も30年4月から利用開始が予定されているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 そうすると、大体、下野市、上三川町、壬生町、野木町がおんなじぐらいになるというような感じになりますね。はい、ありがとうございます。

この、やっぱり若い人たちは、スマホもピピッと堪能でできますし、こういうふうにワンストップでできるというのはこれからとても大切なことではないかなというふうに思います。私自身も、これを調べた時点で、ほんとうにマイナンバーカードを使ってというふうな感じで、いろいろなことを調べてみたんですけども、やっぱり、子育てのところから入るのが一番早いのかなというふうに思いますので、今後も、ぜひ、ぜひ、どんどんスタートしていただけたらなというふうに思います。

私からは、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君の質問が終わりました。

一般質問につきまして、これをもって終わります。

---

○議長【田村 稔君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日8日は休会とし、9日は午前9時から常任委員会審査を行います。お疲れさまでした。

午後3時18分 散会